

韓国の親権・監護権

山梨学院大学法務研究科

金 亮 完

目 次

1	はじめに	3
2	韓国の親権・養育権制度の概要	
	(1)親権・養育権に係る法令	4
	(2)親権に服する子	4
	(3)親権の帰属	4
	(4)離婚後における親権者・養育権者の分離・分属	6
	(5)親権行使・親権者指定の基準	6
	(6)親権の効力	6
	(7)面会交流権	7
	(8)利害相反行為	7
	(9)親権の制限	7
3	ハーグ条約に関わる親権・養育権	
	(1)親権の帰属	10
	(2)離婚後における親権者・養育権者の分離・分属	16
	(3)親権行使・親権者指定の基準	17
	(4)親権の効力—養育に関する事項	18
	(5)面会交流権	18
4	親権・養育権関連法令の訳文	
	(1)養育権関連法令	21
	(2)親権関連法令	24
	(3)親権に関わる後見関連法令	34
	(4)親権の制限に関する特別法の規定	36
	(5)ハーグ国際児童奪取条約の履行に関する法律	38
	資料	48

1 はじめに

(1) 報告書の目的

本報告書は、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下、「ハーグ条約」という。）に関連する韓国の親権・監護権の概要および関連法令を紹介することを目的とするものである。韓国では、2013年3月1日からハーグ条約が国内において発効しており、同条約を実施するための「ハーグ国際児童奪取条約の履行に関する法律」が同日から施行されている。ハーグ条約の締約国となった韓国の親権・監護権に係る関連法令は、日本と韓国との間の子の連れ去り事案において参照する必要性が高いと思われるので、その資料として供するものである。

(2) 記述の順序・範囲

「2 韓国の親権・養育権制度の概要」においては、韓国の親権・養育権の概要および関連法令を概観する。それを踏まえ、「3 ハーグ条約に関わる親権・養育権」においては、国際的な子の連れ去りの事案で親権のうちの養育に関する事項ないしは養育権が問題となることから、これらに関する関連法令に限定して検討する。最後の「4 親権・監護権関連法令の訳文」においては、関連法令の和訳とその原文を収録した。

ところで、韓国法においても「親権」という用語が用いられているが、日本法における「監護権」という用語は用いられていない。「監護権」に相当する韓国法上の概念は「養育権」というものである。本報告書では、「監護権」ではなく、「養育権」の用語を用いることとする。また、韓国の親権・養育権に係る関連法令の訳出に際しては、その意味を損じない範囲で、日本の法令用語法に従って訳出したが、韓国の法令用語を示す必要がある箇所は、括弧内に、日本の法令用語に対応する韓国のそれを示したことも併せてお断りしておく。

なお、本報告書で紹介する韓国民法は、2014年12月30日法律第12881号による一部改正（同日より施行）までのものである。

2 韓国の親権・養育権制度の概要

(1) 親権・養育権に係る法令

① 実体法

親権と養育権に係る実体法は、民法である。

親権については、韓国民法第4編親族・第4章父母と子・第3節親権(韓国民法第909条～第927条の2。以下、条数のみを示すものは韓国民法の条文である。)が、その帰属、行使の基準、効力、喪失等について定めている。親権の制限については、民法のほかにも、「児童福祉法」第18条、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第40条のような特別法にも規定がおかれている(4(4)参照)。

他方、養育権については、同編第3章婚姻・第5節離婚・第1款協議上の離婚の規定中の第837条が、協議離婚をしようとする夫婦は、離婚後における子の養育に関する事項の一つとして、養育者を協議で決定しなければならない旨定めているが、養育権の効力等についての規定は存在しない。

② 手続法

親権・養育権をめぐる紛争を解決するための手続法は、家事訴訟法である。親権・養育権に関する事件は、家事訴訟法¹上のマ[마]類非訟事件²に分類されており(家事審判法第2条第1項第2号ナ[나]目)、調停前置主義の適用がある(同法第50条)。

(2) 親権に服する子

未成年の子である(第909条第1項)。ただし、未成年の子が婚姻した場合には成年に達したものとみなされる(第826条の2)ので、親権から離脱する。成年に達する前に婚姻が解消した場合には、親権に服しないと解されている³。親権の代行を定めた第910条の規定は、婚姻していない未成年の子が子をもうけたときのみ適用がある。なお、韓国の成年年齢は、19歳である。

(3) 親権の帰属

親権の帰属・行使については、日本法と同様に、子が嫡出子か非嫡出子か、前者については婚姻中か婚姻の解消後かで異なる。親権の帰属態様をまとめると、下表のとおりである。

¹ 家事事件の解決のための手続を定めた法律である。日本の家事事件手続法と人事訴訟法とを一本化した法律である。

² マ[마]類非訟事件とは、日本の家事事件手続法の別表第2に相当する事件類型である。

³ 金疇壽＝金相瑠『親族・相続法〔第10版〕』387頁(法文社、2011)。

帰属	婚姻中	<ul style="list-style-type: none"> ・父母の共同親権(第909条第1項)・共同行使(同条第2項本文)である。 ・父母の意見が不一致の場合には、家庭法院が定める(同条第2項ただし書)。 ・父母の一方が行使不可能の場合には、他の一方が行使する(同条第3項)。
	嫡出子 婚姻解消後	<ul style="list-style-type: none"> ・協議離婚の場合には、父母の協議により、単独親権と共同親権のいずれかに定めることができ(第909条第4項本文)、また、親権者とは別に養育者を定めることもできる(第837条第2項)。これらの協議が調った場合には「子の養育及び親権者決定に関する協議書」を、家庭法院の審判により定まった場合にはその審判書正本を提出しなければ、家庭法院による協議離婚意思確認を受けることができず(第836条の2第4項)、協議離婚⁴をすることができない。 ・上記の協議が子の福利に反する場合には、家庭法院による補正命令または職権による指定が可能である(第909条第4項ただし書)。 ・裁判離婚、婚姻の取消または認知の訴えの場合にも、裁判所が職権で定める(同条第4項本文)。
	非嫡出子	<ul style="list-style-type: none"> ・認知されていない子については、母の単独親権である。 ・父により任意認知された子については、父母の協議で定め(第909条第4項本文)、その協議が子の福利に反する場合には、家庭法院による補正命令または職権による指定が可能(同条第4項ただし書)。認知の訴えが提起された場合には家庭法院が職権で定める(同条第5項)。 ・婚姻していない未成年者が非嫡出子をもうけた場合、その非嫡出子の親権は、当該未成年者の父母が代行する(第910条)。
親権者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭法院は、子の福利のために必要と認められるときは、子の四親等内の親族の請求により、親権者を他の一方に変更することができる(第909条第6項)。 	

親権の帰属については、上記のほか、離婚後に単独親権者となった父母の一方が死亡した場合、または、親権喪失の宣告を受けた場合、**縁組**(韓国法では、「**入養**」という。)の取消もしくは**離縁**(韓国法では「**罷養**」という。)、または養親の双方が死亡した場合等にも問題となるが、この場合には、第909条の2および第927条の2の各規定により処理され

⁴ 日本と韓国の協議離婚制度の主な相違点として、韓国法では、①家庭法院による協議離婚意思確認を受けなければならないこと(第836条第1項)、②協議離婚意思確認を受けるまで離婚熟慮期間があること(原則として、養育すべき子がいる場合は3月、それ以外の場合は1月)があること(第836条の2第2項)、③協議離婚意思確認を受けるまでに、子の養育に関する事項(養育者の決定・養育費の負担・面会交流の有無及びその方法)および親権者決定に関する協議書を提出しなければならないこと、の3点を挙げることができる。協議離婚の手續に家庭法院が積極的に介入する点で、実質的には、裁判離婚に近い運用がなされているといえる。

る。なお、制限行為能力者は、親権者となることができないと解されている⁵。

(4) 離婚後における親権者・養育権者の分離

離婚に際しては、父母の協議または家庭法院の職権で、単独親権と共同親権のいずれかに定めることができ、また、親権者とは別に養育者を定めることもできる。その結果、離婚後における親権・養育権の帰属については、解釈上、㉑父母の一方が親権者兼養育権者、㉒父母の一方が親権者・他方が養育権者(非親権者)、㉓父母が共同親権者・そのうちの一方が養育権者、㉔父母の共同親権者兼共同養育権者、の4つの類型があり得ることとなる。

このように離婚後における親権と養育権の帰属について4つの類型があり得るとはいえ、実際には、離婚後における子の主たる養育は父母の一方が行うことになる。現に子を養育している養育者の権限の内容については明文の規定が存在しないが、判例⁶は、「子の養育者と指定された者は、子の養育・教育に必要な居所の指定、不当に子を拘束している者に対する引渡請求ないしは養育権妨害に対する妨害排除請求等を行うことができ」と解しており、これは親権にも優先するとしている。

(5) 親権行使・親権者指定の基準

子の福利を優先的に考慮しなければならない(第912条)。同条の規定は、家庭法院が親権者を指定する際にも、子の福利を優先的に考慮しなければならない、そのために関連分野の専門家や社会福祉機関に諮問することができる」と定めている。

(6) 親権の効力

親権の効力は、子の養育に関する事項と財産に関する事項とに大別されるが、親権の本質をなすのは前者である。すなわち、「親権者は、子を保護し、教養する権利義務を有する」(第913条)が、これは、親権者は子を身体的にも精神的にも健やかに育てる義務と権利を有するという意味するものであり、親権の本質的な内容であると解されている⁷。この保護・教養の権利義務から派生するものとして、条文上、居所指定権(第914条)、懲戒権(第915条)があるほか、判例上のものとして、正当な権限がないにもかかわらず子を養育している第三者に対する子の引渡請求権、子の医療行為に対する同意権⁸がある。なお、未成年の子の身分行為に対する同意権は、親権者としてではなく、父母の資格において行うものである。

他方、財産に関するものとしては、親権者は未成年の子の法定代理人として(第911条)、

⁵ 金疇壽＝金相瑢『註釈民法[親族3]〔第4版〕』400頁(韓国司法行政学会、2010)。

⁶ 韓国大法院1985年2月26日判決。

⁷ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(3)389頁。

⁸ ソウル東部地方法院2010年10月21日決定。

財産管理権(第 916 条)、法律行為のうちの財産に関する法律行為の代理権(第 920 条)を有する。

(7) 面会交流権

韓国では、面会交流権が子を直接養育しない父母の一方および子の権利として規定されており(第 837 条の 2)、子にも面会交流権の権利主体性を認めている。しかしながら、子が面会交流権を行使するための手続は規定されていない(家事訴訟規則第 99 条第 1 項⁹参照)。また、条文上、第三者の面会交流権も認められていない。

面会交流権の法的性質については、養育権の一部と解するのが通説のようであり¹⁰、面会交流に関する制限および排除に関する事件を、養育に関する処分事件と並んでマ[甲]類非訟事件として規定している家事訴訟法も同様の理解にたっているものと解されている¹¹。

(8) 利害相反行為

利害相反行為は、日本民法第 826 条のいう「利益相反行為」と同じ概念である。法定代理人たる親権者とその親権に服する子との利害が相反する行為については、その子の特別代理人を選任しなければならない(第 921 条第 1 項)。また、その親権に服する子が数人いる場合において、数人の子の一方の不利益となり、他方の利益となる行為についても、その一方の特別代理人を選任しなければならない(同条第 2 項)。

利害相反の判断基準について判例¹²は、「専らその行為自体を客観的に観察して判断すべきものであって、その行為の動機や縁由を考慮して判断すべきでない」としている。

(9) 親権の制限

①親権の制限制度の概要

親権の制限制度には、㉞親権者の同意に代わる裁判(第 922 条の 2)、㉟親権の一時停止(第 924 条)、㊱親権の一部制限(第 924 条の 2) および㊲親権または管理権の喪失がある。このうち、㉞㉟㊱は、児童虐待の防止を目的としてなされた 2014 年の改正(法律第 12777 号)により導入されたものであり、2015 年 10 月 16 日より施行される。なお、㉞から㊲までの関係であるが、親権喪失の宣告は最終的な手段であって、第 922 条の 2 の規定による親権者の同意に代わる裁判あるいはその他の措置によるべきであり、これらによっても子の保護をはかることができない場合に、親権の一時停止または一部制限を活用すべきであ

⁹ 家事訴訟規則第 99 条(当事者) ①子の養育に関する処分及び変更、面会交流権の制限及び排除並びに親権者の指定及び変更に関する審判は、父母の一方が他方を相手方として請求しなければならない。[第 2 項略]

¹⁰ 金疇壽「面接交渉権」朴秉濠教授還暦記念 I 『家族法学論叢』277 頁(博英社、1991)。

¹¹ 金演「面接交渉権に関する手続的問題点と最近の動向」民事訴訟第 11 巻第 2 号 367 頁。

¹² 韓国大法院 2002 年 1 月 11 日判決。

ると定められている（第925条の2）。

②親権者の同意に代わる裁判

親権者の同意に代わる裁判制度とは、親権者の同意が必要な行為について親権者が正当な理由なく同意をしないことにより、子の生命、身体または財産に重大な損害が生じるおそれがある場合は、家庭法院が、子、子の親族、検事または地方自治体の長の請求により、親権者の同意に代わる裁判をすることができるというものである（第922条の2）。

この制度が導入された背景には、エホバの証人の信者である親権者が、先天性心臓病に罹患した子に対する、輸血を伴う手術を拒否したため、病院側が親権者に対し、診療業務妨害禁止等の仮処分を求めたという事例¹³がある。同事例において裁判所は、宗教上の理由による輸血拒否は、正当な親権の行使の範囲を超えるものとしてその効力を認めることができないとした上で、意思能力を有しない子に対する診療行為が緊急かつ必須になされなければならない状況において、親権者がいないとき、または、親権者が親権を濫用してその診療行為を拒否しているときは、医療側は、客観的・合理的な資料に基づき、意思能力を有しない子の意思を推定し、限定的かつ必須とされる範囲内において、必要な診療行為を行い得ると解すべきであると判示した。

親権者の同意が必要な行為としては、上記の子の医療行為に対する同意のほか、子の財産行為に対する同意権（第5条第1項）が考えられるが、実際には、医療行為に対する同意以外は適用場面がないように思われる。

③親権の一時停止

家庭法院は、父または母が親権を濫用して子の福祉を著しく害しまたは害するおそれがある場合には、子、子の親族、検事または地方自治体の長の請求により、その親権の一時停止を宣告することができる（第924条第1項）。

停止の期間は2年を超えることができないが（同条第2項）、延長が必要であると認められるときは、1回に限り、2年を超えない範囲で延長することができる（同条第3項）。延長が可能な点が日本の親権停止制度と異なるところである。

④親権の一部制限

家庭法院は、居所の指定、懲戒、その他身上に関する決定などの特定の事項について、親権者が親権を行使することが困難な場合または不適當な事由があるために、子の福祉を害し又は害するおそれがある場合には、子、子の親族、検事または地方自治体の長の請求により、具体的な範囲を定めて親権の宣言を宣告することができる（第924条の2）。

日本と異なり、韓国では親権の効力の一部制限制度を導入している。もっとも、制限される範囲の具体的な定め方、一部制限の公示方法などについては、現段階では議論されていないようである。

¹³ 前掲注(8)。

⑤親権の消滅事由

親権の消滅事由は、絶対的消滅事由と相対的消滅事由(既存の親権者の親権が消滅して他の者が親権者となる場合または後見が開始する場合)とに分けることができる。それぞれの消滅事由をまとめると、下表のとおりである。

絶対的消滅事由	相対的消滅事由
<ul style="list-style-type: none"> ・子が死亡したときまたは失踪宣告を受けたとき ・子が成年に達したとき ・子が婚姻したとき(第 836 条の 2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単独親権者が死亡したときまたは失踪宣告を受けたとき→第 909 条の 2 で処理 ・縁組の無効もしくは取消しまたは離縁のとき→第 909 条の 2 で処理 ・子が他の者の養子となったとき ・親権者が親権を行使することができないとき ・離婚後、父母の一方が単独親権者となったとき ・非嫡出子が実父に認知され、父母の協議または家庭法院の職権で実父が親権者となったとき ・家庭法院の審判により親権者が変更されたとき ・親権者が親権喪失の宣告を受けたとき→第 927 条の 2 で処理 ・親権者が財産に関する法律行為の代理権または財産管理権を辞したとき→第 927 条の 2 で処理

⑥親権の制限・喪失・辞任・回復

親権の喪失・辞任・回復に関する規定をまとめると、下表のとおりである。

	原因	請求権者
親権喪失	親権を濫用して子の福祉を著しく害しまたは害するおそれのあるとき(第 924 条第 1 項)	子、子の親族 ¹⁴ 、検事または地方自治体の長
親権制限	親権者の同意に代わる裁判(第 922 条の 2) 親権の一時停止(第 924 条第 1 項) 親権の一部制限(第 924 条の 2)	子・子の親族・検事または地方自治体の長
管理権喪失	不適當な管理により子の財産を危うくしたとき(第 925 条)	子の親族、検事または地方自治体の長
喪失・制限の取消し	上記の各原因が消滅したとき(第 926 条)	本人、子、子の親族、検事または地方自治体の長
辞任・回復	辞任：正当な事由があるときは、財産行為の代理権・管理権	

¹⁴ 第 777 条の定める親族の範囲は、8 親等以内の血族(同条第 1 号)、4 親等以内の姻族(同条第 2 号)及び配偶者(同条第 3 号)である。

	の辞退が可能(第 927 条第 1 項)	
	回復：上記事由の消滅したとき(第 927 条第 2 項)	

3 ハーグ条約に関わる親権・養育権

本章では、国際的な子の連れ去りの事案では親権のうちの養育に関する事項と養育権が問題となることから、これらに関わる関連法令に限定して検討する。

(1) 親権の帰属

第 909 条(親権者) ①父母は、未成年子の親権者となる。養子の場合には、養父母が親権者となる。〈本項改正 2005. 3. 31〉

②親権は、父母が婚姻中のときは、父母が共同でこれを行行使する。ただし、父母の意見が一致しないときは、当事者の請求により、家庭法院がこれを定める。

③父母の一方が親権を行行使することができないときは、他の一方がこれを行行使する。

④婚姻外の子が認知された場合及び父母が離婚する場合には、父母の協議により親権者を定めなければならない。協議をすることができないとき、又は協議が調わないときは、法院は、職権で又は当事者の請求により親権者を指定しなければならない。ただし、父母の協議が子の福利に反するときは、家庭法院は、補正を命じ、又は職権で親権者を定める。〈本項改正 2005. 3. 31、2007. 12. 21〉

⑤家庭法院は、婚姻の取消し、裁判上の離婚又は認知の訴えの場合、職権で親権者を定める。〈本項改正 2005. 3. 31〉

⑥家庭法院は、子の福利のために必要と認められるときは、子の 4 親等内の親族の請求により、定められた親権者を他の一方に変更することができる。〈本項新設 2005. 3. 31〉
[全文改正 1990. 1. 13]

第 909 条の 2(親権者の指定等) ①第 909 条第 4 項ないし第 6 項の規定により単独親権者と定められた父母の一方が死亡した場合、生存する父若しくは母、未成年者又は未成年者の親族は、その事実を知った日から 1 か月、死亡の日から 6 か月以内に、生存する父又は母を親権者と定めることを家庭法院に請求することができる。

②縁組の取消し若しくは離縁の場合、又は養父母の双方が死亡した場合、実父母の一方若しくは双方、未成年者又は未成年者の親族は、その事実を知った日から 1 か月、縁組の取消し若しくは離縁の日又は養父母の双方が死亡した日から 6 か月以内に、実父母の一方又は双方を親権者と定めることを家庭法院に請求することができる。ただし、親養子

の養父母が死亡した場合は、この限りでない。

- ③前二項の期間内に親権者変更の請求がないときは、家庭法院は、職権で又は未成年者、未成年者の親族、利害関係人、検事若しくは地方自治体の長の請求により、未成年後見人を選任することができる。この場合において、生存する父若しくは母、実父母の一方若しくは双方の所在が知れない場合、又はその者が正当な事由がないにもかかわらず召喚に応じない場合を除き、その者に意見を陳述する機会を与えなければならない。
- ④家庭法院は、第1項又は第2項の規定による親権者変更の請求又は前項の規定による後見人選任の請求が、生存する父若しくは母、実父母の一方若しくは双方の養育意思、養育能力、請求の動機、未成年者の意思、その他の事情を考慮し、未成年者の福利のために適切でない認められるときは、請求を棄却することができる。この場合において、家庭法院は、職権で未成年後見人を選任し、又は生存する父若しくは母、実父母の一方若しくは双方を親権者と定めなければならない。
- ⑤家庭法院は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権で又は未成年者、未成年者の親族、利害関係人、検事若しくは地方自治体の長の請求により、前四項の規定により親権者が定められ又は未成年後見人が選任されるまでの間、その任務を代行する者を選任することができる。この場合において、その任務を代行する者については第25条及び第954条の規定を準用する。
- 一 単独親権者が死亡した場合
 - 二 縁組の取消し又は離縁の場合
 - 三 養父母の双方が死亡した場合
- ⑥家庭法院は、第3項又は第4項の規定により未成年後見人が選任された場合であっても、未成年後見人の選任後、養育状況若しくは養育能力の変動、未成年者の意思、その他事情を考慮し、未成年者の福利のために必要なときは、生存する父若しくは母、実父母の一方若しくは双方、又は未成年者の請求により、後見を終了させ、生存する父又は母、実父母の一方又は双方を親権者に指定することができる。

[本条新設 2011. 5. 19]

第927条の2(親権喪失と親権者の指定等) ①第909条第4項ないし第6項の規定により単独親権者となった父若しくは母又は養父母(親養子の養父母を除く。)の双方に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第909条の2第1項及び第3項ないし第5項の規定を準用する。ただし、第2号及び第3号の場合にあつては、新たに定められた親権者又は未成年後見人の任務は、未成年者の財産に関する行為に限る。(改正 2014. 10. 15)

- 一 第924条の規定による親権喪失の宣告があつた場合
- 一の二 第924条の規定による親権の一時停止の宣告があつた場合

- 一の三 第 924 条の 2 の規定による親権の一部制限の宣告があった場合
- 二 第 925 条の規定による代理権及び財産管理権喪失の宣告があった場合
- 三 第 927 条第 1 項の規定により代理権及び財産管理権を辞した場合
- 四 所在不明等親権を行使することのできない重大な事由がある場合

②家庭法院は、前項の規定により親権者が定められ又は未成年後見人が選任された後に単独親権者であった父又は母、養父母の一方又は双方に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、その父母の一方若しくは双方、未成年者又は未成年者の親族の請求により親権者を新たに定めることができる。

- 一 第 926 条の規定により失権の回復が宣告された場合
- 二 第 927 条第 2 項の規定により辞した権利を回復した場合
- 三 所在が不明であった父又は母が発見される等親権を行使することができるようになった場合

[本条新設 2011. 5. 19]

①婚姻中の場合

父母が婚姻中の場合には、共同で親権を行使する(第 909 条第 1 項、同条第 2 項本文)。父母の意見が一致しない場合には、家庭法院が定め(同条第 2 項ただし書)、父母の一方が親権を行使することができない場合には、他の一方が行使する(同条第 3 項)。親権を行使することができない場合としては、事実上行使が不可能な場合と法律上行使が不可能な場合があり、前者の例としては、長期不在、心神喪失、重度の病気に罹患している場合等が、後者の例としては、親権喪失の宣告を受けている場合や親権行使禁止の仮処分決定がなされている場合等が指摘されている¹⁵。

②離婚の場合

父母が協議離婚をする場合には、父母の協議により、単独親権と共同親権のいずれかに定めることができる(第 909 条第 4 項本文)。その協議が調った場合には「子の養育¹⁶及び親権者決定に関する協議書」を、家庭法院の審判により定まった場合にはその審判書正本を提出しなければ、家庭法院による協議離婚意思確認を受けることができず(第 836 条の 2 第 4 項)、協議離婚をすることができなくなる。上記の協議が子の福利に反する場合には、家庭法院は補正を命じ、または職権で指定することができる(第 909 条第 4 項ただし書)。

裁判離婚、婚姻の取消しまたは認知の訴えの場合には、裁判所が職権で子の養育に関する

¹⁵ 金疇壽＝金相瑤・前掲注(3)377 頁。

¹⁶ 協議が義務づけられている子の養育に関する事項は、養育者の決定・養育費の負担・面会交流権の行使の有無及びその方法、の 3 つである(第 837 条第 2 項)。

る事項および親権者を定める(同条第4項本文)が、子の福利を考慮し、単独親権と共同親権のいずれもあり得る¹⁷。もっとも、韓国の家事訴訟法第25条第1項は、未成年の子のいる夫婦間の婚姻の取消または裁判離婚の請求を審理するときは、請求が認容される場合に備え、父母に対し、未成年の子の親権者となる者および未成年の子の養育と面会交流権について協議をするよう勧告しなければならない旨定めており、裁判手続の中で父母の協議を完全に排除しているわけではない。

③離婚後単独親権者が死亡した場合

離婚後に単独親権者と定められた父母の一方が死亡した場合につき、従来の判例¹⁸は、生存する他の一方が当然に親権者となると解していた。これは、生存する父母の一方は親権そのものを失うわけではなく、その行使が停止されていたからという解釈に基づくものであったが、これに対しては、生存する父母の一方の親権者としての適格性が確認できないという批判が加えられていた¹⁹。

そこで、2011年の民法改正により第909条の2が新設され、単独親権者と定められた父母の一方が死亡した場合には、生存する父もしくは母、未成年者または未成年者の親族は、その事実を知った日から1か月、死亡の日から6か月以内に、生存する父または母を親権者に定めることを家庭法院に請求することができるものとし(同条第1項)、生存親が親権者として適格かどうかを家庭法院でチェックすることができるようになった。上記の期間内に親権者変更の請求がないときは、家庭法院は、職権でまたは未成年者、未成年者の親族、利害関係人、検事もしくは地方自治体の長の請求により、未成年後見人を選任することができる(同条第3項前段)。この場合、生存する父もしくは母、実父母の一方もしくは双方の所在が知れない場合、またはその者が正当な事由がないにもかかわらず召喚に応じない場合を除き、その者に意見を陳述する機会を与えなければならない(同項後段)。これは父母の意思を尊重するためである。もっとも、未成年後見人が選任された場合であっても、家庭法院は、未成年者の福利のために必要なときは、生存する父もしくは母、実父母の一方もしくは双方、または未成年者の請求により、後見を終了させ、生存する父または母、実父母の一方または双方を親権者に指定することができる(同条第6項)。

上記の親権者指定の請求または後見人選任の請求が未成年者の福利のために適切でないと認められるときは、家庭法院は、その請求を棄却することができ、その場合には、職権で未成年後見人を選任し、または生存する父または母、実父母の一方または双方を親権者に定めなければならない(同条第4項)。

また、家庭法院は、単独親権者が死亡した場合、縁組の取消しもしくは離縁の場合また

¹⁷ 韓国大法院 2012年4月13日判決。

¹⁸ 韓国大法院 1994年4月29日判決。

¹⁹ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(3)380頁。

は養父母の双方が死亡した場合には、職権でまたは未成年者、未成年者の親族、利害関係人、検事もしくは地方自治体の長の請求により、親権者が定められ、または未成年後見人が選任されるまでの間、その任務を代行する者(以下、「臨時親権代行者」という。)を選任することができる。臨時親権代行者については、第 909 条の 2 第 5 項後段により第 25 条²⁰ および第 954 条²¹の規定が準用される。その結果、管理権のみを有する臨時親権代行者が未成年の子の財産を処分するには家庭法院の許可を得なければならず(第 25 条の準用)、また、法院は、第 954 条所定の請求権者の請求により、臨時親権代行者が管理する未成年の子の財産状況を調査し、財産管理その他臨時親権代行者が法定代理人としての任務を遂行するのに必要な処分を命じることができる²²(第 954 条の準用)。

なお、縁組の取消しもしくは離縁の場合、または養父母の双方が死亡した場合にも、実父母の一方もしくは双方、未成年者または未成年者の親族は、その事実を知った日から 1 か月、縁組の取消しもしくは離縁の日または養父母の双方が死亡した日から 6 か月以内に、実父母の一方または双方を親権者と定めることを家庭法院に請求することができる(第 909 条の 2 第 2 項本文)。ただし、**親養子**(日本法の「**特別養子**」に当たる。)縁組をした場合には、実方との親族関係が終了する(第 908 条の 3 第 2 項本文)から、親養子の養父母が死亡した場合には、後見が開始する²³(第 909 条の 2 第 2 項ただし書)。

④親権喪失と親権者指定等

離婚後単独親権者となった父母の一方が親権喪失の宣告を受けた場合にも、他の一方の親権が当然に復活するというのが実務²⁴の扱いであったことから、③で指摘されていたような問題があった。そこで、第 927 条の 2 は、単独親権者となった父母の一方が、㉞第 924 条の規定により親権喪失の宣告を受けた場合、㉟第 925 条の規定により代理権および財産管理権喪失の宣告を受けた場合、㊱第 927 条第 1 項の規定により代理権および財産管理権を辞した場合、または、㊲所在不明等により親権を行使することのできない重大な事由がある場合には、第 909 条の 2 第 1 項および第 3 項ないし第 5 項の規定を準用するものとし(第

²⁰ **第 25 条(管理人の権限)** 法院が選任した財産管理人が第 118 条で定める権限を超える行為をするには、法院の許可を得なければならない。不在者の生死が明らかでない場合において、不在者が定めた財産管理人が権限を超える行為をするときも同様とする。

²¹ **2011 年改正前の第 954 条(法院の後見事務に関する処分)** 法院は、被後見人又は第 777 条の規定による親族、その他の利害関係人の請求により、被後見人の財産状況を調査し、その財産管理その他後見任務の遂行に関して必要な処分を命じることができる。

2011 年改正後の第 954 条(家庭法院の後見事務に関する処分) 家庭法院は、職権で又は被後見人、後見監督人、第 777 条による親族、その他の利害関係人、検事又は地方自治体の長の請求により、被後見人の財産状況を調査し、後見人に対し、財産管理等後見任務の遂行に関して必要な処分を命じることができる。

²² 金疇壽＝金相瑢・前掲注(3)802 頁。

²³ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(3)799 頁。

²⁴ 家族関係登録例規第 286 号第 10 条。

927 条第 1 項本文)、新たに親権者を指定するか、未成年後見人を選任することとした。ただし、①および②の場合には、新たに定められた親権者または未成年後見人の任務は、未成年者の財産に関する行為に限られる(同項ただし書)から、この場合には、親権のうちの養育に関する事項と財産に関する事項が分離分属することとなり、離婚時に親権者と養育者を別に定めたのと同様の結果となる²⁵。

養父母の双方が親権喪失の宣告を受けたときは、未成年後見の開始原因(第 928 条)となるから、第 909 条の 2 第 2 項の規定は準用されず、未成年後見人が選任されることになる。この場合に第 909 条の 2 第 4 項の規定を準用して、子の福利を考慮して未成年後見人選任の請求を棄却し、実父母を親権者に指定することができるかが問題となる²⁶。この点については、同項の規定を機械的に適用すれば、実父母を親権者に指定することも可能であるが、養子は養親の親権に服する規定(第 909 条第 1 項)と矛盾する結果となるから、同項の準用を否定されると解する学説がある²⁷。同説は、養父母が法律行為の代理権と財産管理権のみを喪失しまたは辞した場合にまで第 909 条の 2 第 4 項の規定の準用を認めると、親権と養育権が養父母と実父母に分離分属することとなり、子の福利の観点から望ましくないということを理由とする²⁸。

第 927 条の 2 第 1 項の規定により親権者が定められ、または未成年後見人が選任された後に、単独親権者であった父または母、養父母の一方または双方に、③第 926 条の規定により失権の回復が宣告された場合、④第 927 条第 2 項の規定により辞した権利を回復した場合、または⑤所在が不明であった父または母が発見される等親権を行使することができるようになった場合には、その父母の一方もしくは双方、未成年者または未成年者の親族の請求により、改めて親権者に定めることができる(第 927 条の 2 第 2 項)。この場合、父母の一方が親権者と定められていたときは、共同親権とすることも可能であると解される²⁹。

⑤非嫡出子の場合

認知されていない子については、母が単独親権者となる。父が任意認知をした子については、父母の協議で親権者を定め(第 909 条第 4 項本文)、その協議が子の福利に反する場合には、家庭法院は補正を命じ、または職権で親権者を指定することができる(同条第 4 項ただし書)。認知の訴えが提起された場合には、家庭法院が職権で定める(同条第 5 項)が、家庭法院は父母に協議を勧告しなければならない(家事訴訟法第 25 条第 1 項)。

²⁵ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(3)806 頁。

²⁶ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(3)808 頁。

²⁷ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(3)808-809 頁。

²⁸ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(3)809 頁。

²⁹ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(3)810-811 頁。

(2) 離婚後における親権者・養育権者の分離・分属

- 第 837 条(離婚と子の養育責任)** ①当事者は、その子の養育に関する事項を協議で定める。〈本項改正 1990. 1. 13〉
- ②前項の協議は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。〈本項改正 2007. 12. 21〉
- 一 養育者の決定
 - 二 養育費用の負担
 - 三 面会交流権の行使の有無及びその方法
- ③第 1 項の規定による協議が子の福利に反する場合には、家庭法院は、補正を命じ又は職権で、その子の意思、年齢、父母の財産状況、その他の事情を斟酌して養育に関する事項を定める。〈本項改正 2007. 12. 21〉
- ④養育に関する協議が調わない場合又は協議をすることができないときは、家庭法院は、職権で又は当事者の請求により、これについて定める。この場合において、家庭法院は、前項の事情を斟酌しなければならない。〈本項新設 2007. 12. 21〉
- ⑤家庭法院は、子の福利のために必要と認めるときは、父、母、子若しくは検事の請求により又は職権で、子の養育に関する事項を変更し又は他の適当な処分をすることができる。〈本項新設 2007. 12. 21〉
- ⑥第 3 項から第 5 項までの規定は、養育に関する事項以外に父母の権利義務に変更を及ぼさない。〈本項新設 2007. 12. 21〉

①親権者・養育権者の分離・分属

前述のように、離婚に際しては、父母の協議または家庭法院の職権で、単独親権と共同親権のいずれかに定めることができ、また、親権者とは別に養育者を定めることもできる。その結果、制度上は、離婚後における親権・養育権の帰属については、解釈上、㉠父母の一方が親権者兼養育権者、㉡父母の一方が親権者・他方が養育権者(非親権者)、㉢父母が共同親権者・そのうちの一方が養育権者、㉣父母の共同親権者兼共同養育権者、の 4 つの類型があり得ることとなる。判例³⁰でも、「離婚後の父母と子の関係において、親権と養育権が常に同一の者に帰属するものではなく、離婚後、子に対する養育権については父母の一方に、親権については他の一方または父母の双方に帰属すると定めることは、たとえ慎重な判断が必要であるとしても、一定の基準を充足する限り、許されるものと解すべきである」と判示して、㉢のような分離・分属を認めたものがある。

②養育権の内容

離婚後における親権と養育権の帰属について 4 つの類型があり得るとはいえ、実際には、

³⁰ 韓国大法院 2012 年 4 月 13 日判決。

離婚後における子の主たる養育は父母の一方が行うことになる。現に子を養育している養育者の権限の内容については明文の規定が存在しないが、判例³¹は、協議により母を養育権者、父を親権者と定めて離婚した場合において、「子の養育者と指定された者は、子の養育・教育に必要な居所の指定、不当に子を拘束している者に対する引渡請求ないしは養育権妨害に対する妨害排除請求等を行うことができる」と解されるから、上記協議が、親権者たる父の居所指定権ないし幼児引渡請求権を不当に侵害するものであるとはいえないと判示している。

③離婚の際に親権者・養育者を定めるときの考慮要素

離婚の際に親権者・養育権者を定めるときの考慮要素について、判例³²は、未成年である子の性別と年齢、その子に対する父母の愛情と養育意思の有無、養育に必要な経済的能力の有無、父または母と子との親密度、未成年である子の意思等のあらゆる要素を総合的に考慮し、未成年である子の成長と福祉にとって最も適切な方向で判断しなければならないと判示している。

(3)親権行使・親権者指定の基準

第 912 条(親権行使と親権者指定の基準) ①親権を行使するに際しては、子の福利を優先的に考慮しなければならない。〈本項改正 2011・5・19〉

②家庭法院が親権者を定めるに際しては、子の福利を優先的に考慮しなければならない。そのために、家庭法院は、関連分野の専門家又は社会福祉機関に諮問することができる。〈本項新設 2011・5・19〉

[本条新設 2005. 3. 31]

[見出し改正 2011. 5. 19]

第 912 条は、親権行使の基準に加えて、家庭法院が親権者を指定するに際しても、子の福利を優先的に考慮することを明文化し、また、家庭法院の判事は、父母のいずれが親権者として適切かを判断するための専門的知識に乏しいこともあり得ることから、関連分野の専門家や社会福祉機関に諮問することができるものとした(同条第 2 項)。

抽象的な基準である「子の福利」の内容については、父母の養育適合性、子の意思、養育の継続性、子の周囲に形成された関係の尊重等が挙げられる³³。

³¹ 韓国大法院 1985 年 2 月 26 日判決。

³² 韓国大法院 2008 年 5 月 8 日判決、同 2009 年 4 月 9 日判決、同 2010 年 5 月 13 日判決、同 2012 年 4 月 13 日判決等。

³³ 金疇壽・金相瑢『註釈民法[親族 2] [第 4 版]』108-111 頁(韓国司法行政学会、2010)。

(4)親権の効力—養育に関する事項

第 913 条(保護・教養の権利義務) 親権者は、子を保護し、教養する権利義務を有する。

第 914 条(居所指定権) 子は、親権者の指定する場所に居住しなければならない。

第 915 条(懲戒権) 親権者は、その子を保護し、又は教養するために必要な懲戒をすることができ、法院の許可を得て、感化又は矯正機関に委託することができる。

①保護・教養の権利義務

親権の効力は、子の養育に関する事項と財産に関する事項とに大別されるが、ここでは、前者に限定して検討する。保護・教養の権利義務(第 913 条)とは、親権者は子を身体的にも精神的にも健やかに育てる義務と権利を意味し、親権の本質的な内容であると解されており³⁴、子に対する義務的側面が強調されている。

保護・教養の権利義務から派生するものとして、条文上、居所指定権(第 914 条)、懲戒権(第 915 条)があるほか、判例の認めたものとして、正当な権限がないにもかかわらず子を養育している第三者に対する子の引渡請求権、子の医療行為に対する同意権がある。

②居所指定権

居所指定権は、親権の一部であるから、父母が婚姻中の場合には、父母が共同で行使しなければならない(第 909 条第 2 項)。したがって、父母の協議により居所を定めなければならないが、協議が調わないときは、当事者の請求により、家庭法院がこれを定める(同項ただし書)。子の福利を害する場所を居所として指定した場合には、親権喪失の原因となり得る³⁵。

ところで、前述のように、判例は、離婚後に子を養育している非親権者たる養育権者にも居所指定権を認めているが、親権者に無断でその居所を変更することができるのであろうか。判例³⁶は、韓国人夫と離婚したベトナム人妻が、婚姻継続中に子(当時生後 13 か月)を母国に連れ去ったことが未成年者略取罪に当たるかが争われた事案において、「父母の一方が同居して未成年の子を保護・養育しているなかで、父母の一方が他の一方またはその子に対していかなる暴行、強迫または不法な実力も行使することなく当該子を連れて従前の居所を離れて他の場所に移し、保護・養育を継続している場合には、当該行為が保護・養育権の濫用に当たるなどの特別の事情のない限り、当該行為をもって直ちに刑法上の未成年者略取罪が成立すると認めることはできない」と判示している。学説では、居所変更のための合理的な理由がなく、養育親が専ら非養育親と子との関係を断絶させる目的で居所を変更しようとする場合には、居所変更は否定され、さらに、居所の変更により未成年

³⁴ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(5)400 頁。

³⁵ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(5)414-415 頁。

³⁶ 韓国大法院 2013 年 6 月 20 日判決。

の子の環境に深刻な変化が生じ、その変化が子の福利に反するような場合には、居所変更を理由とする親権者の変更も可能であると説くもの³⁷がある。

③懲戒権

親権者は、保護・教養のために必要な範囲で、自ら子を懲戒することができる。その範囲を超えたときは、親権の濫用として親権喪失の原因となる。また、親権者は、法院の許可を得て、感化機関または矯正機関に子の懲戒を委託することができる。

④子の引渡請求権

子を不当に拘束している第三者に対する子の引渡請求権については明文の規定がないが、保護・教養の権利義務を実現するためのものとして認められてきた。したがって、第三者が正当な権限に基づいて子を保護している場合、たとえば、児童福祉法第27条の規定により父母から虐待を受けている児童を父母から隔離して保護しているような場合には、当該父母が親権者として子の引渡しを請求することができないものと解される³⁸。

子が自由意思に基づいて第三者のもとにいる場合には、子の福利を基準として引渡請求の当否を判断すべきであるが、今後の子の成長・発達に否定的な影響を及ぼすものと判断される場合には、引渡しを認容すべきであると解されている³⁹。

子の引渡しを確保するための手段として、履行命令(家事訴訟法第64条第1項第3号)、1000万ウォン以下の過料(同法第67条第1項)、監置(同法第68条)が用意されている。

(5) 面会交流権

第 837 条の 2(面会交流権) ①子を直接養育しない父母の一方と子は、互いに面会交流をする権利を有する。〈本項改正 2007. 12. 21〉

②家庭法院は、子の福利のために必要なときは、当事者の請求により又は職権で、面会交流を制限し又排除することができる。〈本項改正 2005. 3. 31〉

[本条新設 1990. 1. 13]

韓国において、面会交流権とは、「親権者または養育者でないために現に子を保護・養育しない父または母が、その子と直裁に面会・書信の交換または接触する権利⁴⁰」であると定義されている。

³⁷ ユンブチャン「親権及び面接交渉権の変更事由としての未成年者の居所変更」家族法研究第24巻第1号23頁。

³⁸ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(5)401-402頁。

³⁹ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(5)402頁。

⁴⁰ 金疇壽「面接交渉権」朴秉濠教授還暦記念Ⅰ『家族法学論叢』273頁(博英社、1991)。

第 837 条の 2 が明文化されたのは、1990 年の民法改正⁴¹のときであり、その後、2007 年の民法改正⁴²により、面会交流権が非養育親の権利であるとともに子の権利であることが明文化された。しかしながら、子が面会交流権を行使するための手続は規定されておらず(家事訴訟規則第 99 条第 1 項参照)、また、条文上、第三者の面会交流権も認められていないが、当事者間の合意がある場合には、子と祖父母との面会交流を認めた事例がある。

また、居所の変更により、面会交流の実施が実質的に制限され、または排除される可能性がある。これについては、子の居所変更の場合には、単に移動距離の増加あるいは面会交流が不便になったという理由だけで面会交流の変更を認めることはできず、子と非養育親との関係の継続が必要であるが、遠距離化により従来の面会交流事項を守ることができなくなったときに限って、その変更を認めるべきであるとする見解がある⁴³。

面会交流の履行確保のための手段として、履行命令および 1000 万ウォン以下の過料が用意されている。ただし、同法第 68 条による拘留については、監護親の拘留により子の養育の空白が発生することから、面会交流の違反については同条の適用がないと解されている⁴⁴。

⁴¹ 1990 年 1 月 13 日法律第 4199 号による改正。

⁴² 2007 年 12 月 21 日法律第 8720 号による改正。

⁴³ ユンブチャン・前掲注(36)24-25 頁。

⁴⁴ 金疇壽＝金相瑢・前掲注(3)232 頁。

4 親權・養育權関連法令の訳文

(1) 養育權関連法令

第4編 親族

第3章 婚姻

第5節 離婚

第1款 協議上の離婚

第834条～第836条 略

第836条の2(離婚の手續) ①協議上の離婚をしようとする者は、家庭法院の提供する離婚に関する案内を受けなければならない。家庭法院は、必要な場合、当事者に対し相談に関して専門的な知識と経験を有する専門相談員の相談を受けることを勧告することができる。

②家庭法院に離婚意思の確認を申請した当事者は、前項の案内を受けた日から次の各号に掲げる期間が経過した後、離婚意思の確認を受けることができる。

一 養育すべき子(懐胎中の子を含む。本条において以下同じ。)がいる場合は3月

二 前項に該当しない場合は1月

③家庭法院は、暴力により当事者の一方に耐え難い苦痛が予想される等離婚をしなければならない急迫の事情がある場合には、前項の期間を短縮し又は免除することができる。

④養育すべき子がいる場合、当事者は第837条の規定による子の養育及び第909条第4項の規定による親権者決定に関する協議書又は第837条及び第909条第4項の規定による家庭法院の審判書正本を提出しなければならない。

⑤家庭法院は、当事者が協議した養育費負担に関する内容を確認する養育費負担調書を作成しなければならない。この場合において、養育費負担調書の効力については、家事訴訟法第41条の規定を準用する。〈本項新設 2009. 5. 8〉

[本条新設 2007. 12. 21]

제 836 조의 2 (이혼의 절차) ① 협의상 이혼을 하려는 자는 가정법원이 제공하는 이혼에 관한 안내를 받아야 하고, 가정법원은 필요한 경우 당사자에게 상담에 관하여 전문적인 지식과 경험을 갖춘 전문상담인의 상담을 받을 것을 권고할 수 있다.

② 가정법원에 이혼의사의 확인을 신청한 당사자는 제 1 항의 안내를 받은 날부터 다음 각 호의 기간이 지난 후에 이혼의사의 확인을 받을 수 있다.

1. 양육하여야 할 자(포태 중인 자를 포함한다. 이하 이 조에서 같다)가 있는 경우에는 3 개월

2. 제 1 호에 해당하지 아니하는 경우에는 1 개월

③ 가정법원은 폭력으로 인하여 당사자 일방에게 참을 수 없는 고통이 예상되는 등 이혼을 하여야 할 급박한 사정이 있는 경우에는 제 2 항의 기간을 단축 또는 면제할

수 있다.

④ 양육하여야 할 자가 있는 경우 당사자는 제 837 조에 따른 자(子)의 양육과 제 909 조제 4 항에 따른 자(子)의 친권자결정에 관한 협의서 또는 제 837 조 및 제 909 조제 4 항에 따른 가정법원의 심판정분을 제출하여야 한다.

⑤ 가정법원은 당사자가 협의한 양육비부담에 관한 내용을 확인하는 양육비부담조서를 작성하여야 한다. 이 경우 양육비부담조서의 효력에 대하여는 「가사소송법」 제 41 조를 준용한다.<신설 2009.5.8>

[본조신설 2007.12.21]

第 837 条(離婚と子の養育責任) ①当事者は、その子の養育に関する事項を協議で定める。<本項改正 1990. 1. 13>

②前項の協議は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。<本項改正 2007. 12. 21>

一 養育者の決定

二 養育費用の負担

三 面会交流権の行使の有無及びその方法

③第 1 項の規定による協議が子の福利に反する場合には、家庭法院は、補正を命じ又は職権で、その子の意思、年齢、父母の財産状況、その他の事情を斟酌して養育に関する事項を定める。<本項改正 2007. 12. 21>

④養育に関する協議が調わない場合又は協議をすることができないときは、家庭法院は、職権で又は当事者の請求により、これについて定める。この場合において、家庭法院は、前項の事情を斟酌しなければならない。<本項新設 2007. 12. 21>

⑤家庭法院は、子の福利のために必要と認めるときは、父、母、子若しくは検事の請求により又は職権で、子の養育に関する事項を変更し又は他の適当な処分をすることができる。<本項新設 2007. 12. 21>

⑥第 3 項から第 5 項までの規定は、養育に関する事項以外に父母の権利義務に変更を及ぼさない。<本項新設 2007. 12. 21>

제 837 조 (이혼과 자의 양육책임) ①당사자는 그 자의 양육에 관한 사항을 협의에 의하여 정한다.<개정 1990.1.13>

② 제 1 항의 협의는 다음의 사항을 포함하여야 한다.<개정 2007.12.21>

1. 양육자의 결정

2. 양육비용의 부담

3. 면접교섭권의 행사 여부 및 그 방법

③ 제 1 항에 따른 협의가 자의 복리에 반하는 경우에는 가정법원은 보정을 명하거나 직권으로 그 자의 의사·연령과 부모의 재산상황, 그 밖의 사정을 참작하여 양육에 필요한 사항을 정한다.<개정 2007.12.21>

④ 양육에 관한 사항의 협의가 이루어지지 아니하거나 협의할 수 없는 때에는 가정법원은 직권으로 또는 당사자의 청구에 따라 이에 관하여 결정한다. 이 경우 가정법원은 제 3 항의 사정을 참작하여야 한다.<신설 2007.12.21>

⑤ 가정법원은 자의 복리를 위하여 필요하다고 인정하는 경우에는 부·모·자 및 검사의 청구 또는 직권으로 자의 양육에 관한 사항을 변경하거나 다른 적당한 처분을 할 수 있다.<신설 2007.12.21>

⑥ 제 3 항부터 제 5 항까지의 규정은 양육에 관한 사항 외에는 부모의 권리의무에 변경을 가져오지 아니한다.<신설 2007.12.21>

第 837 条の 2 (面会交流權) ①子を直接養育しない父母の一方と子は、互いに面会交流をする權利を有する。<本項改正 2007. 12. 21>

②家庭法院は、子の福利のために必要なときは、当事者の請求により又は職權で、面会交流を制限し又排除することができる。<本項改正 2005. 3. 31>

[本条新設 1990. 1. 13]

제 837 조의 2 (면접교섭권) ① 자(子)를 직접 양육하지 아니하는 부모의 일방과 자(子)는 상호 면접교섭할 수 있는 권리를 가진다.<개정 2007.12.21>

②가정법원은 자의 복리를 위하여 필요한 때에는 당사자의 청구 또는 직권에 의하여 면접교섭을 제한하거나 배제할 수 있다.<개정 2005.3.31>

[본조신설 1990.1.13]

第 838 条~第 839 条の 3 略

第 2 款 裁判上の離婚

第 843 条 (準用規定) 第 806 条の規定は裁判上の離婚に伴う損害賠償責任について、第 837 条の規定は裁判上の離婚に伴う子の養育責任等について、第 837 条の 2 の規定は裁判上の離婚に伴う面会交流權について、第 839 条の 2 の規定は裁判上の離婚に伴う財産分与請求權について、第 839 条の 3 の規定は裁判上の離婚に伴う財産分与請求權の保全のための詐害行為取消權について、それぞれ準用する。

[全文改正 2012. 2. 10]

제 843 조(준용규정) 재판상 이혼에 따른 손해배상책임에 관하여는 제 806 조를 준용하고, 재판상 이혼에 따른 자녀의 양육책임 등에 관하여는 제 837 조를 준용하며, 재판상 이혼에 따른 면접교섭권에 관하여는 제 837 조의 2 를 준용하고, 재판상 이혼에 따른 재산분할청구권에 관하여는 제 839 조의 2 를 준용하며, 재판상 이혼에 따른 재산분할청구권 보전을 위한 사해행위취소권에 관하여는 제 839 조의 3 을 준용한다.

[전문개정 2012.2.10]

(2) 親權関連法令

第 4 編 親族

第 4 章 父母と子

第 3 節 親權

第 1 款 総則

第 909 条(親權者) ①父母は、未成年子の親權者となる。養子の場合には、養父母が親權者となる。〈本項改正 2005. 3. 31〉

②親權は、父母が婚姻中のときは、父母が共同でこれを行行使する。ただし、父母の意見が一致しないときは、当事者の請求により、家庭法院がこれを定める。

③父母の一方が親權を行行使することができないときは、他の一方がこれを行行使する。

④婚姻外の子が認知された場合及び父母が離婚する場合には、父母の協議により親權者を定めなければならない。協議をすることができないとき、又は協議が調わないときは、法院は、職権で又は当事者の請求により親權者を指定しなければならない。ただし、父母の協議が子の福利に反するときは、家庭法院は、補正を命じ、又は職権で親權者を定める。〈本項改正 2005. 3. 31、2007. 12. 21〉

⑤家庭法院は、婚姻の取消し、裁判上の離婚又は認知の訴えの場合、職権で親權者を定める。〈本項改正 2005. 3. 31〉

⑥家庭法院は、子の福利のために必要と認められるときは、子の 4 親等内の親族の請求により、定められた親權者を他の一方に変更することができる。〈本項新設 2005. 3. 31〉

[全文改正 1990. 1. 13]

제 909 조(친권자) ①부모는 미성년자인 자의 친권자가 된다. 양자의 경우에는 양부모가 친권자가 된다. 〈개정 2005.3.31〉

②친권은 부모가 혼인중인 때에는 부모가 공동으로 이를 행사한다. 그러나 부모의 의견이 일치하지 아니하는 경우에는 당사자의 청구에 의하여 가정법원이 이를 정한다.

③부모의 일방이 친권을 행사할 수 없을 때에는 다른 일방이 이를 행사한다.

④혼인외의 자가 인지된 경우와 부모가 이혼하는 경우에는 부모의 협의로 친권자를 정하여야 하고, 협의할 수 없거나 협의가 이루어지지 아니하는 경우에는 가정법원은 직권으로 또는 당사자의 청구에 따라 친권자를 지정하여야 한다. 다만, 부모의 협의가 자의 복리에 반하는 경우에는 가정법원은 보정을 명하거나 직권으로 친권자를 정한다.〈개정 2005.3.31, 2007.12.21〉

⑤가정법원은 혼인의 취소, 재판상 이혼 또는 인지청구의 소의 경우에는 직권으로

친권자를 정한다.<개정 2005.3.31>

⑥ 가정법원은 자의 복리를 위하여 필요하다고 인정되는 경우에는 자의 4촌 이내의 친족의 청구에 의하여 정하여진 친권자를 다른 일방으로 변경할 수 있다.<신설 2005.3.31>

[전문개정 1990.1.13]

第 909 条の 2(親権者の指定等) ①第 909 条第 4 項ないし第 6 項の規定により単独親権者と定められた父母の一方が死亡した場合、生存する父若しくは母、未成年者又は未成年者の親族は、その事実を知った日から 1 か月、死亡の日から 6 か月以内に、生存する父又は母を親権者と定めることを家庭法院に請求することができる。

②縁組の取消し若しくは離縁の場合、又は養父母の双方が死亡した場合、実父母の一方若しくは双方、未成年者又は未成年者の親族は、その事実を知った日から 1 か月、縁組の取消し若しくは離縁の日又は養父母の双方が死亡した日から 6 か月以内に、実父母の一方又は双方を親権者と定めることを家庭法院に請求することができる。ただし、親養子の養父母が死亡した場合は、この限りでない。

③前二項の期間内に親権者変更の請求がないときは、家庭法院は、職権で又は未成年者、未成年者の親族、利害関係人、検事若しくは地方自治体の長の請求により、未成年後見人を選任することができる。この場合において、生存する父若しくは母、実父母の一方若しくは双方の所在が知れない場合、又はその者が正当な事由がないにもかかわらず召喚に応じない場合を除き、その者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

④家庭法院は、第 1 項又は第 2 項の規定による親権者変更の請求又は前項の規定による後見人選任の請求が、生存する父若しくは母、実父母の一方若しくは双方の養育意思、養育能力、請求の動機、未成年者の意思、その他の事情を考慮し、未成年者の福利のために適切でないとき認められるときは、請求を棄却することができる。この場合において、家庭法院は、職権で未成年後見人を選任し、又は生存する父若しくは母、実父母の一方若しくは双方を親権者と定めなければならない。

⑤家庭法院は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権で又は未成年者、未成年者の親族、利害関係人、検事若しくは地方自治体の長の請求により、前四項の規定により親権者が定められ又は未成年後見人が選任されるまでの間、その任務を代行する者を選任することができる。この場合において、その任務を代行する者については第 25 条及び第 954 条の規定を準用する。

- 一 単独親権者が死亡した場合
- 二 縁組の取消し又は離縁の場合
- 三 養父母の双方が死亡した場合

⑥家庭法院は、第 3 項又は第 4 項の規定により未成年後見人が選任された場合であっても、

未成年後見人の選任後、養育状況若しくは養育能力の変動、未成年者の意思、その他事情を考慮し、未成年者の福利ために必要であれば、生存する父若しくは母、実父母の一方若しくは双方、又は未成年者の請求により、後見を終了させ、生存する父又は母、実父母の一方又は双方を親権者と指定することができる。

[本条新設 2011. 5. 19]

제 909 조의 2(친권자의 지정 등) ① 제 909 조제 4 항부터 제 6 항까지의 규정에 따라 단독 친권자로 정하여진 부모의 일방이 사망한 경우 생존하는 부 또는 모, 미성년자, 미성년자의 친족은 그 사실을 안 날부터 1 개월, 사망한 날부터 6 개월 내에 가정법원에 생존하는 부 또는 모를 친권자로 지정할 것을 청구할 수 있다.

② 입양이 취소되거나 파양된 경우 또는 양부모가 모두 사망한 경우 친생부모 일방 또는 쌍방, 미성년자, 미성년자의 친족은 그 사실을 안 날부터 1 개월, 입양이 취소되거나 파양된 날 또는 양부모가 모두 사망한 날부터 6 개월 내에 가정법원에 친생부모 일방 또는 쌍방을 친권자로 지정할 것을 청구할 수 있다. 다만, 친양자의 양부모가 사망한 경우에는 그러하지 아니하다.

③ 제 1 항 또는 제 2 항의 기간 내에 친권자 지정의 청구가 없을 때에는 가정법원은 직권으로 또는 미성년자, 미성년자의 친족, 이해관계인, 검사, 지방자치단체의 장의 청구에 의하여 미성년후견인을 선임할 수 있다. 이 경우 생존하는 부 또는 모, 친생부모 일방 또는 쌍방의 소재를 모르거나 그가 정당한 사유 없이 소환에 응하지 아니하는 경우를 제외하고 그에게 의견을 진술할 기회를 주어야 한다.

④ 가정법원은 제 1 항 또는 제 2 항에 따른 친권자 지정 청구나 제 3 항에 따른 후견인 선임 청구가 생존하는 부 또는 모, 친생부모 일방 또는 쌍방의 양육의사 및 양육능력, 청구 동기, 미성년자의 의사, 그 밖의 사정을 고려하여 미성년자의 복리를 위하여 적절하지 아니하다고 인정하면 청구를 기각할 수 있다. 이 경우 가정법원은 직권으로 미성년후견인을 선임하거나 생존하는 부 또는 모, 친생부모 일방 또는 쌍방을 친권자로 지정하여야 한다.

⑤ 가정법원은 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 경우에 직권으로 또는 미성년자, 미성년자의 친족, 이해관계인, 검사, 지방자치단체의 장의 청구에 의하여 제 1 항부터 제 4 항까지의 규정에 따라 친권자가 지정되거나 미성년후견인이 선임될 때까지 그 임무를 대행할 사람을 선임할 수 있다. 이 경우 그 임무를 대행할 사람에 대하여는 제 25 조 및 제 954 조를 준용한다.

1. 단독 친권자가 사망한 경우
2. 입양이 취소되거나 파양된 경우
3. 양부모가 모두 사망한 경우

⑥ 가정법원은 제 3 항 또는 제 4 항에 따라 미성년후견인이 선임된 경우라도 미성년후견인 선임 후 양육상황이나 양육능력의 변동, 미성년자의 의사, 그 밖의

사정을 고려하여 미성년자의 복리를 위하여 필요하면 생존하는 부 또는 모, 친생부모 일방 또는 쌍방, 미성년자의 청구에 의하여 후견을 종료하고 생존하는 부 또는 모, 친생부모 일방 또는 쌍방을 친권자로 지정할 수 있다.

[본조신설 2011.5.19]

第 910 条(子の親権の代行) 親権者は、その親権に従う子に代わって、その者の子に対する親権を行使する。〈本項改正 2005. 3. 31〉

제 910 조 (자의 친권의 대행) 친권자는 그 친권에 따르는 자에 갈음하여 그 자에 대한 친권을 행사한다. 〈개정 2005.3.31〉

第 911 条(未成年子の法定代理人) 親権を行使する父又は母は、未成年子の法定代理人となる。

제 911 조 (미성년자인 자의 법정대리인) 친권을 행사하는 부 또는 모는 미성년자인 자의 법정대리인이 된다.

第 912 条(親権行使と親権者指定の基準) ①親権を行使するに際しては、子の福利を優先的に考慮しなければならない。〈本項改正 2011・5・19 〉

②家庭法院が親権者を定めるに際しては、子の福利を優先的に考慮しなければならない。そのために、家庭法院は、関連分野の専門家又は社会福祉機関に諮問することができる。

〈本項新設 2011・5・19 〉

[本条新設 2005. 3. 31]

[見出し改正 2011. 5. 19]

제 912 조(친권 행사와 친권자 지정의 기준) ①친권을 행사함에 있어서는 자의 복리를 우선적으로 고려하여야 한다. 〈개정 2011.5.19〉

②가정법원이 친권자를 지정함에 있어서는 자(子)의 복리를 우선적으로 고려하여야 한다. 이를 위하여 가정법원은 관련 분야의 전문가나 사회복지기관으로부터 자문을 받을 수 있다.〈신설 2011.5.19〉

[본조신설 2005.3.31]

[제목개정 2011.5.19]

第 2 卷 親権の効力

第 913 条(保護・教養の権利義務) 親権者は、子を保護し、教養する権利義務を有する。

제 913 조 (보호, 교양의 권리의무) 친권자는 자를 보호하고 교양할 권리의무가 있다.

第 914 条 (居所指定権) 子は、親権者の指定する場所に居住しなければならない。

제 914 조 (거소지정권) 자는 친권자의 지정한 장소에 거주하여야 한다.

第 915 条 (懲戒権) 親権者は、その子を保護し、又は教養するために必要な懲戒をすることができ、法院の許可を得て、感化又は矯正機関に委託することができる。

제 915 조 (징계권) 친권자는 그 자를 보호 또는 교양하기 위하여 필요한 징계를 할 수 있고 법원의 허가를 얻어 감화 또는 교정기관에 위탁할 수 있다.

第 916 条 (子の特有財産と管理) 子の自己の名義で取得した財産はその特有財産とし、法定代理人である親権者がこれを管理する。

제 916 조 (자의 특유재산과 그 관리) 자가 자기의 명의로 취득한 재산은 그 특유재산으로 하고 법정대리인인 친권자가 이를 관리한다.

第 917 条 削除 <1990.1.13>

제 917 조 삭제 <1990.1.13>

第 918 条 (第三者が無償で子に与えた財産の管理) ①無償で子に財産を与えた第三者が親権者の管理に反対の意思を表示したときは、親権者は、その財産を管理することができない。

②前項の場合において、第三者がその財産管理人を指定しなかったときは、法院は、財産を与えられた者又は第 777 条の規定による親族の請求により、管理人を選任する。

③第三者の指定した管理人の権限が消滅し又は管理人を改任する必要がある場合において、第三者が更に管理人を指定しなかったときも、前項と同様とする。

④第 24 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 25 条前段及び第 26 条第 1 項、第 2 項の規定は、前二項の場合に準用する。

제 918 조 (제삼자가 무상으로 자에게 수여한 재산의 관리) ①무상으로 자에게 재산을 수여한 제삼자가 친권자의 관리에 반대하는 의사를 표시한 때에는 친권자는 그 재산을 관리하지 못한다.

②전항의 경우에 제삼자가 그 재산관리인을 지정하지 아니한 때에는 법원은 재산의 수여를 받은 자 또는 제 777 조의 규정에 의한 친족의 청구에 의하여 관리인을 선임한다.

③제삼자의 지정한 관리인의 권한이 소멸하거나 관리인을 개임할 필요있는 경우에 제삼자가 다시 관리인을 지정하지 아니한 때에도 전항과 같다.

④제 24 조제 1 항, 제 2 항, 제 4 항, 제 25 조 전단 및 제 26 조제 1 항, 제 2 항의 규정은 전 2 항의 경우에 준용한다.

第 919 条(委任に関する規定の準用) 第 691 条、第 692 条の規定は、前三条の財産管理について準用する。

제 919 조 (위임에 관한 규정의 준용) 제 691 조, 제 692 조의 규정은 전 3 조의 재산관리에 준용한다.

第 920 条(子の財産に関する親権者の代理権) 法定代理人たる親権者は、子の財産に関する法律行為についてその子を代理する。ただし、その子の行為を目的とする債務を負担する場合には、本人の同意を得なければならない。

제 920 조 (자의 재산에 관한 친권자의 대리권) 법정대리인인 친권자는 자의 재산에 관한 법률행위에 대하여 그 자를 대리한다. 그러나 그 자의 행위를 목적으로 하는 채무를 부담할 경우에는 본인의 동의를 얻어야 한다.

第 920 条の 2(共同親権者の一方が共同の名義でした行為の効力) 父母が共同で親権を行使する場合において、父母の一方が共同の名義で子を代理し、又は子の法律行為に同意したときは、他の一方の意思に反したときであっても、その効力を生ずる。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

[本条新設 1990. 1. 13]

제 920 조의 2 (공동친권자의 일방이 공동명의로 한 행위의 효력) 부모가 공동으로 친권을 행사하는 경우 부모의 일방이 공동명의로 자를 대리하거나 자의 법률행위에 동의한 때에는 다른 일방의 의사에 반하는 때에도 그 효력이 있다. 그러나 상대방이 악의인 때에는 그러하지 아니한다.

[본조신설 1990.1.13]

第 921 条(親権者と子又は数人の子との間の利益相反行為) ①法定代理人たる親権者とその子との利益が相反する行為をするときは、親権者は、法院に対し、その子の特別代理人の選任を請求しなければならない。

②法定代理人たる親権者が、その親権に服する数人の子との利益が相反する行為をするときは、法院に対し、その一方の特別代理人の選任を請求しなければならない。
<改正 2005・3・31>

제 921 조 (친권자와 그 자간 또는 수인의 자간의 이해상반행위) ①법정대리인인 친권자와 그 자사이에 이해상반되는 행위를 함에는 친권자는 법원에 그 자의 특별대리인의 선임을 청구하여야 한다.

②법정대리인인 친권자가 그 친권에 따르는 수인의 자사이에 이해상반되는 행위를 함에는 법원에 그 자 일방의 특별대리인의 선임을 청구하여야 한다.<개정

2005.3.31>

第 922 条(親權者の注意義務) 親權者がその子に対する法律の代理權又は財産管理權を行使するときは、自己の財産に関する行為と同一の注意をもって、これをしなければならない。

제 922 조 (친권자의 주의의무) 친권자가 그 자에 대한 법률행위의 대리권 또는 재산관리권을 행사할 때에는 자기의 재산에 관한 행위와 동일한 주의를 하여야 한다.

第 922 条の 2 (親權者の同意に代わる裁判) 家庭法院は、親權者の同意が必要な行為について、親權者が正当な理由なく同意をしないことによって子の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがある場合、子、子の親族、検事又は地方自治体の長の請求により、親權者の同意に代わる裁判をすることができる。

제 922 조의 2(친권자의 동의를 갈음하는 재판) 가정법원은 친권자의 동의를 필요한 행위에 대하여 친권자가 정당한 이유 없이 동의하지 아니함으로써 자녀의 생명, 신체 또는 재산에 중대한 손해가 발생할 위험이 있는 경우에는 자녀, 자녀의 친족, 검사 또는 지방자치단체의 장의 청구에 의하여 친권자의 동의를 갈음하는 재판을 할 수 있다.

[본조신설 2014.10.15]

第 923 条(財産管理の計算) ①法定代理人たる親權者の權限が消滅したときは、その子の財産に対する管理の計算をしなければならない。

②前項の場合において、その子の財産から収取した果実は、その子の養育、財産管理の費用と相殺したものとみなす。ただし、無償で子に財産を与える第三者が反対の意思表示をしたときは、この限りでない。

제 923 조 (재산관리의 계산) ①법정대리인인 친권자의 권한이 소멸한 때에는 그 자의 재산에 대한 관리의 계산을 하여야 한다.

②전항의 경우에 그 자의 재산으로부터 수취한 과실은 그 자의 양육, 재산관리의 비용과 상계한 것으로 본다. 그러나 무상으로 자에게 재산을 수여한 제삼자가 반대의 의사를 표시한 때에는 그 재산에 관하여는 그러하지 아니하다.

第 3 款 親權の喪失、一時停止及び一部制限

第 924 条 (親權の喪失又は一時停止の宣告) 家庭法院は、父又は母が親權を濫用して子の福祉を著しく害し又は害するおそれがある場合には、子、子の親族、検事又は地方自治体の長の請求により、その親權の喪失又は一時停止を宣告することができる。

②家庭法院は、親権の一時停止を宣告するときは、子の状況、養育状況、その他の事情を考慮してその期間を定めなければならない。この場合において、その期間は2年を超えることができない。

③家庭法院は、子の福祉のために親権の一時停止期間を延長する必要があると認めるときは、子、子の親族、検事、地方自治体の長、未成年後見人又は未成年後見監督人の請求により、2年を超えない範囲で、1回に限りその期間を延長することができる。

제 924 조(친권의 상실 또는 일시 정지의 선고) ①가정법원은 부 또는 모가 친권을 남용하여 자녀의 복리를 현저히 해치거나 해칠 우려가 있는 경우에는 자녀, 자녀의 친족, 검사 또는 지방자치단체의 장의 청구에 의하여 그 친권의 상실 또는 일시 정지를 선고할 수 있다.

②가정법원은 친권의 일시 정지를 선고할 때에는 자녀의 상태, 양육상황, 그 밖의 사정을 고려하여 그 기간을 정하여야 한다. 이 경우 그 기간은 2년을 넘을 수 없다.

③가정법원은 자녀의 복리를 위하여 친권의 일시 정지 기간의 연장이 필요하다고 인정하는 경우에는 자녀, 자녀의 친족, 검사, 지방자치단체의 장, 미성년후견인 또는 미성년후견감독인의 청구에 의하여 2년의 범위에서 그 기간을 한 차례만 연장할 수 있다.

[전문개정 2014.10.15.]

第 924 条の 2 (親権の一部制限の宣告) 家庭法院は、居所の指定、懲戒、その他身上に関する決定などの特定の事項について、親権者が親権を行使することが困難な場合または不適當な事由があるために、子の福祉を害し又は害するおそれがある場合には、子、子の親族、検事又は地方自治体の長の請求により、具体的な範囲を定めて親権の一部制限を宣告することができる。

[本条新設 2014. 10. 15]

제 924 조의 2(친권의 일부 제한의 선고) 가정법원은 거소의 지정이나 징계, 그 밖의 신상에 관한 결정 등 특정한 사항에 관하여 친권자가 친권을 행사하는 것이 곤란하거나 부적당한 사유가 있어 자녀의 복리를 해치거나 해칠 우려가 있는 경우에는 자녀, 자녀의 친족, 검사 또는 지방자치단체의 장의 청구에 의하여 구체적인 범위를 정하여 친권의 일부 제한을 선고할 수 있다.

[본조신설 2014.10.15]

第 925 条(代理權、財産管理權喪失の宣告) 家庭法院は、法定代理人たる親権者が不適當な管理により子の財産を危うくしたときは、子の親族、検事又は地方自治体の長の請求により、その法律行為の代理權と財産管理權の喪失を宣告することができる。

〈改正 2014. 10. 15〉

[全文改正 2012. 2. 10]

제 925 조(대리권, 재산관리권 상실의 선고) 가정법원은 법정대리인인 친권자가 부적당한 관리로 인하여 자녀의 재산을 위태롭게 한 경우에는 자녀의 친족, 검사 또는 지방자치단체의 청구에 따라 그 법률행위의 대리권과 재산관리권의 상실을 선고할 수 있다. <개정 2014.10.15.>

[전문개정 2012.2.10]

第 925 条の 2 (親權喪失宣告等の判断基準) 第 924 条の規定による親權喪失の宣告は、同条の規定による親權の一時停止、第 924 条の 2 の規定による親權の一部制限、第 925 条の規定による代理權及び財産管理權喪失の宣告、その他の措置によっては子の福祉を十分に保護することができない場合に限り、することができる。

②第 924 条の規定による親權の一時停止、第 924 条の 2 の規定による親權の一部制限、第 925 条の規定による代理權及び財産管理權喪失の宣告は、第 922 条の 2 の規定による同意に代わる裁判又はその他の措置によっては子の福祉を十分に保護することができない場合に限り、することができる。

[本条新設 2014. 10. 15]

제 925 조의 2(친권 상실 선고 등의 판단 기준) ①제 924 조에 따른 친권 상실의 선고는 같은 조에 따른 친권의 일시 정지, 제 924 조의 2 에 따른 친권의 일부 제한, 제 925 조에 따른 대리권·재산관리권의 상실 선고 또는 그 밖의 다른 조치에 의해서는 자녀의 복리를 충분히 보호할 수 없는 경우에만 할 수 있다.

②제 924 조에 따른 친권의 일시 정지, 제 924 조의 2 에 따른 친권의 일부 제한 또는 제 925 조에 따른 대리권·재산관리권의 상실 선고는 제 922 조의 2 에 따른 동의를 갈음하는 재판 또는 그 밖의 다른 조치에 의해서는 자녀의 복리를 충분히 보호할 수 없는 경우에만 할 수 있다.

[본조신설 2014.10.15]

第 925 条の 3 (父母の權利と義務) 第 924 条、第 924 条の 2、第 925 条の規定により親權の喪失、一時停止、一部制限又は代理權及び財産管理權の喪失の宣告があつた場合であっても、父母の子に対するその他の權利及び義務には変更を来さない。

[본조신설 2014. 10. 15.]

제 925 조의 3(부모의 권리와 의무) 제 924 조와 제 924 조의 2, 제 925 조에 따라 친권의 상실, 일시 정지, 일부 제한 또는 대리권과 재산관리권의 상실이 선고된 경우에도 부모의 자녀에 대한 그 밖의 권리와 의무는 변경되지 아니한다.

[본조신설 2014.10.15.]

第 926 条 (失権回復の宣告) 家庭法院は、第 924 条、第 924 条の 2 又は第 925 条の規定による宣告の原因が消滅したときは、本人、子、子の親族、検事又は地方自治体の長の請求により、失権の回復を宣告することができる。

[全文改正 2014. 10. 15.]

제 926 조(실권 회복의 선고) 가정법원은 제 924 조, 제 924 조의 2 또는 제 925 조에 따른 선고의 원인이 소멸된 경우에는 본인, 자녀, 자녀의 친족, 검사 또는 지방자치단체의 장의 청구에 의하여 실권의 회복을 선고할 수 있다.

[전문개정 2014.10.15.]

第 927 条(代理権、管理権の辞退と回復) ①法定代理人たる親権者は、正当な事由があるときは、法院の許可を得てその法律行為の代理権と財産管理権を辞退することができる。

②前項の事由が消滅したときは、その親権者は、法院の許可を得て、辞退した権利を回復することができる。

제 927 조 (대리권, 관리권의 사퇴와 회복) ①법정대리인인 친권자는 정당한 사유가 있는 때에는 법원의 허가를 얻어 그 법률행위의 대리권과 재산관리권을 사퇴할 수 있다.

②전항의 사유가 소멸한 때에는 그 친권자는 법원의 허가를 얻어 사퇴한 권리를 회복할 수 있다.

第 927 条の 2 (親権喪失、一時停止又は一部制限と親権者の指定等) 第 909 条第 4 項ないし第 6 項の規定により単独親権者となった父若しくは母、養父母（親養子の養父母を除く。）の双方に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第 909 条の 2 第 1 項及び第 3 項ないし第 5 項の規定を準用する。ただし、第 1 号の 3、第 2 号及び第 3 号の場合において、新たに定められた親権者又は未成年後見人の任務は、制限された親権の範囲に属する行為に限られる。〈改正 2014. 10. 15〉

一 第 924 条の規定による親権喪失の宣告があった場合

一の二 第 924 条の規定による親権の一時停止の宣告があった場合

一の三 第 924 条の 2 の規定による親権の一部制限の宣告があった場合

二 第 925 条の規定による代理権及び財産管理権喪失の宣告があった場合

三 第 927 条第 1 項の規定により代理権及び財産管理権を辞した場合

四 所在不明等親権を行使することのできない重大な事由がある場合

②家庭法院は、前項の規定により親権者が定められ又は未成年後見人が選任された後に単独親権者であった父又は母、養父母の一方又は双方に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、その父母の一方若しくは双方、未成年者又は未成年者の親族の請求により親権者を新たに定めることができる。

- 一 第 926 条の規定により失権の回復が宣告された場合
- 二 第 927 条第 2 項の規定により辞した権利を回復した場合
- 三 所在が不明であった父又は母が発見される等親権を行使することができるようになった場合

[本条新設 2011. 5. 19]

見出改正 2014. 10. 15]

제 927 조의 2(친권 상실과 친권자의 지정 등) ①제 909 조제 4 항부터 제 6 항까지의 규정에 따라 단독 친권자가 된 부 또는 모, 양부모(친양자의 양부모를 제외한다) 쌍방에게 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 사유가 있는 경우에는 제 909 조의 2 제 1 항 및 제 3 항부터 제 5 항까지의 규정을 준용한다. 다만, 제 2 호와 제 3 호의 경우 새로 정하여진 친권자 또는 미성년후견인의 임무는 미성년자의 재산에 관한 행위에 한정된다.

1. 제 924 조에 따른 친권상실의 신고가 있는 경우
- 1 의 2. 제 924 조에 따른 친권 일시 정지의 신고가 있는 경우
- 1 의 3. 제 924 조의 2 에 따른 친권 일부 제한의 신고가 있는 경우
2. 제 925 조에 따른 대리권과 재산관리권 상실의 신고가 있는 경우
3. 제 927 조제 1 항에 따라 대리권과 재산관리권을 사퇴한 경우
4. 소재불명 등 친권을 행사할 수 없는 중대한 사유가 있는 경우

②가정법원은 제 1 항에 따라 친권자가 지정되거나 미성년후견인이 선임된 후 단독 친권자이었던 부 또는 모, 양부모 일방 또는 쌍방에게 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 사유가 있는 경우에는 그 부모 일방 또는 쌍방, 미성년자, 미성년자의 친족의 청구에 의하여 친권자를 새로 지정할 수 있다.

1. 제 926 조에 따라 실권의 회복이 신고된 경우
2. 제 927 조제 2 항에 따라 사퇴한 권리를 회복한 경우
3. 소재불명이던 부 또는 모가 발견되는 등 친권을 행사할 수 있게 된 경우

[본조신설 2011.5.19]

[제목개정 2014.10.15]

(3) 親権に関わる後見関連法令 (928・932・954 条)

第 4 編 親族

第 5 章 後見

第 1 節 後見人

第 1 款 後見人<本款新設 2011. 3. 7>

第 928 条 (未成年者に対する後見の開始) 未成年者に親権者がいないとき、又は親権者が第 924 条、第 924 条の 2、第 925 条又は第 927 条第 1 項の規定により親権の全部若しくは一部を行使することができないときは、未成年後見人をおかなければならない。

〈改正 2014. 10. 15〉

[全文改正 2011. 3. 7]

제 928 조(미성년자에 대한 후견의 개시) 미성년자에게 친권자가 없거나 친권자가 제 924 조, 제 924 조의 2, 제 925 조 또는 제 927 조제 1 항에 따라 친권의 전부 또는 일부를 행사할 수 없는 경우에는 미성년후견인을 두어야 한다. <개정 2014.10.15.>

[전문개정 2011.3.7]

第 932 条(未成年後見人の選任) ①家庭法院は、第 931 条の規定により指定された未成年後見人がいない場合には、職権で又は未成年者、親族、利害関係人、検事又は地方自治体の長の請求により未成年後見人を選任する。未成年後見人がなくなったときも、同様とする。

②家庭法院は、第 924 条、第 924 条の 2 及び第 925 条の規定による親権の喪失、一時停止、一部制限の宣告又は法律行為の代理権及び財産管理権の喪失の宣告により未成年後見人を選任する必要がある場合には、職権で未成年後見人を選任する。〈改正 2014. 10. 15〉

③親権者が代理権および財産管理権を辞退したときは、遅滞なく家庭法院に未成年後見人の選任を請求しなければならない。

[全文改正 2011. 3. 7]

제 932 조(미성년후견인의 선임) ①가정법원은 제 931 조에 따라 지정된 미성년후견인이 없는 경우에는 직권으로 또는 미성년자, 친족, 이해관계인, 검사, 지방자치단체의 장의 청구에 의하여 미성년후견인을 선임한다. 미성년후견인이 없게 된 경우에도 또한 같다.

②가정법원은 제 924 조, 제 924 조의 2 및 제 925 조에 따른 친권의 상실, 일시 정지, 일부 제한의 선고 또는 법률행위의 대리권이나 재산관리권 상실의 선고에 따라 미성년후견인을 선임할 필요가 있는 경우에는 직권으로 미성년후견인을 선임한다.<개정 2014.10.15>

③친권자가 대리권 및 재산관리권을 사퇴한 경우에는 지체 없이 가정법원에 미성년후견인의 선임을 청구하여야 한다.

[전문개정 2011.3.7]

第 945 条 (未成年者の身分に関する後見人の権利義務) 未成年後見人は、第 913 条ないし第 915 条に規定する事項については、親権者と同一の権利義務を有する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、未成年後見監督人があるときは、その同意を得な

なければならない。

- 一 親権者が定めた教育方法又は居所を変更する場合
- 二 未成年者を感化施設又は矯正機関に委託する場合
- 三 親権者が許した営業を取り消し又は制限する場合

[全文改正 2011. 3. 7]

제 945 조(미성년자의 신분예 관한 후견인의 권리·의무) 미성년후견인은 제 913 조부터 제 915 조까지에 규정한 사항에 관하여는 친권자와 동일한 권리와 의무가 있다. 다만, 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 경우에는 미성년후견감독인이 있으면 그의 동의를 받아야 한다.

- 1. 친권자가 정한 교육방법, 양육방법 또는 거소를 변경하는 경우
- 2. 미성년자를 감화기관이나 교정기관에 위탁하는 경우
- 3. 친권자가 허락한 영업을 취소하거나 제한하는 경우

[전문개정 2011.3.7]

(4) 親權の制限に関する特別法の規定

① 児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法第 36 条

第 36 条 (保護処分の決定等) ① 判事は、審理の結果、保護処分が必要と認めるときは、次の各号のいずれかの保護処分をすることができる。

- 一 児童虐待行為者が被害児童又は家族構成員に接近する行為の制限
- 二 児童虐待行為者が被害児童又は家族構成員に「電気通信基本法」第 2 条第 1 号による電気通信を用いて接近する行為の制限
- 三 被害児童に対する親権又は後見人の権限行使の制限又は停止
- 四 「保護観察等に関する法律」による社会奉仕・受講命令
- 五 「保護観察等に関する法律」による保護観察
- 六 法務部長官の所属として設置された監護委託施設又は法務部長官の定める保護施設への監護委託
- 七 医療機関への治療委託
- 八 児童保護専門機関、相談所等への相談委託

② 前項の各処分は、これを併科することができる。

③ 第 1 項第 3 号の処分をする場合には、被害児童を児童虐待行為者でない他の親権者もしくは親族又は児童福祉施設等に引き渡すことができる。

④ 判事が第 1 項第 3 号の保護処分をする場合において、保護処分の間に臨時に後見人の任務を遂行する者の選任等については、第 23 条の規定を準用する。

⑤ 法院は、第 1 項の規定により保護処分の決定をしたときは、遅滞なく、その事実を検事、児童虐待行為者、被害児童、法定代理人、弁護士、保護観察官及び保護処分の委託を受

けた保護施設、医療機関、児童保護専門機関又は相談所等（以下、「受託機関」という。）の長に通知しなければならない。ただし、受託機関が国又は地方自治体が運営する機関でない場合には、その機関の長から受託に関する同意を得なければならない。

⑥第1項第4号から第8号までの規定により処分をした場合には、法院は、児童虐待行為者の矯正に必要な参考資料を保護観察官又は受託機関の長に送付しなければならない。

⑦第1項第6号の監護委託機関は、児童虐待行為者に対し、その性向を矯正するための教育をしなければならない。

제 36 조(보호처분의 결정 등) ①판사는 심리의 결과 보호처분이 필요하다고 인정하는 경우에는 결정으로 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 보호처분을 할 수 있다.

1. 아동학대행위자가 피해아동 또는 가정구성원에게 접근하는 행위의 제한
2. 아동학대행위자가 피해아동 또는 가정구성원에게 「전기통신기본법」 제2조제1호의 전기통신을 이용하여 접근하는 행위의 제한
3. 피해아동에 대한 친권 또는 후견인 권한 행사의 제한 또는 정지
4. 「보호관찰법」에 따른 사회봉사·수감명령
5. 「보호관찰법」에 따른 보호관찰
6. 법무부장관 소속으로 설치한 감호위탁시설 또는 법무부장관이 정하는 보호시설에의 감호위탁
7. 의료기관에의 치료위탁
8. 아동보호전문기관, 상담소 등에의 상담위탁

②제1항 각 호의 처분은 병과할 수 있다.

③제1항제3호의 처분을 하는 경우에는 피해아동을 아동학대행위자가 아닌 다른 친권자나 친족 또는 아동복지시설 등으로 인도할 수 있다.

④판사가 제1항제3호의 보호처분을 하는 경우 보호처분의 기간 동안 임시로 후견인의 임무를 수행할 사람의 선임 등에 대하여는 제23조를 준용한다.

⑤법원은 제1항에 따라 보호처분의 결정을 한 경우에는 지체 없이 그 사실을 검사, 아동학대행위자, 피해아동, 법정대리인, 변호사, 보호관찰관 및 보호처분을 위탁받아 하는 보호시설, 의료기관, 아동보호전문기관 또는 상담소 등(이하 「수탁기관」이라 한다)의 장에게 통지하여야 한다. 다만, 수탁기관이 국가나 지방자치단체가 운영하는 기관이 아닌 경우에는 그 기관의 장으로부터 수탁에 대한 동의를 받아야 한다.

⑥제1항제4호부터 제8호까지의 규정에 따라 처분을 한 경우에는 법원은 아동학대행위자의 교정에 필요한 참고자료를 보호관찰관 또는 수탁기관의 장에게 보내야 한다.

⑦제1항제6호의 감호위탁기관은 아동학대행위자에 대하여 그 성행을 교정하기 위한 교육을 하여야 한다.

②児童福祉法第 18 条

- 第 18 条 (親権喪失宣告の請求等)** ①市・道の知事、市長・郡主・区庁長又は検事は、児童の親権者がその親権を濫用し、著しい非行を行い、児童虐待その他親権を行使することのできない重大な事由があることを発見した場合、児童の福祉のために必要と認めるときは、法院に親権行使の制限又は親権喪失の宣告を請求しなければならない。
- ②児童福祉専担機関の長、児童福祉施設の長及び「初・中等教育法」による学校の長(以下、「学校の長」という。)は、前項の事由に該当する場合、市・道の知事、市長・郡主・区庁長又は検事に対し、法院に親権行使の制限又は親権喪失の宣告をするよう要請することができる。
- ③市・道の知事、市長・郡主・区庁長又は検事は、前二項の規定により親権行使の制限又は親権喪失の宣告の請求をする場合、当該児童の意見を尊重しなければならない。
- ④市・道の知事、市長・郡主・区庁長又は検事は、第 2 項の規定により親権行使の制限又は親権喪失宣告請求の要請を受けたときは、要請を受けた日から 30 日以内に、請求の可否を決定し、当該要請機関に対し、請求又は不請求の旨及びその理由を書面で知らせなければならない。
- ⑤前項の規定により処理結果の通知を受けた児童福祉専担機関の長、児童福祉施設の長及び学校の長は、その処理結果に対して異議があるときは、通知を受けた日から 30 日以内に、直接法院に対し、親権行使の制限又は親権喪失の宣告を請求することができる。

〈改正 2014. 1. 28〉

- 제 18 조(친권상실 선고의 청구 등)** ①시·도지사, 시장·군수·구청장 또는 검사는 아동의 친권자가 그 친권을 남용하거나 현저한 비행이나 아동학대, 그 밖에 친권을 행사할 수 없는 중대한 사유가 있는 것을 발견한 경우 아동의 복지를 위하여 필요하다고 인정할 때에는 법원에 친권행사의 제한 또는 친권상실의 선고를 청구하여야 한다.
- ②아동복지전담기관의 장, 아동복지시설의 장 및 「초·중등교육법」에 따른 학교의 장(이하 "학교의 장"이라 한다)은 제 1 항의 사유에 해당하는 경우 시·도지사, 시장·군수·구청장 또는 검사에게 법원에 친권행사의 제한 또는 친권상실의 선고를 청구하도록 요청할 수 있다.
- ③시·도지사, 시장·군수·구청장 또는 검사는 제 1 항 및 제 2 항에 따라 친권행사의 제한 또는 친권상실의 선고 청구를 할 경우 해당 아동의 의견을 존중하여야 한다.
- ④시·도지사, 시장·군수·구청장 또는 검사는 제 2 항에 따라 친권행사의 제한 또는 친권상실의 선고 청구를 요청받은 경우에는 요청받은 날부터 30 일 내에 청구 여부를 결정한 후 해당 요청기관에 청구 또는 미청구 요지 및 이유를 서면으로 알려야 한다.
- ⑤제 4 항에 따라 처리결과를 통보받은 아동복지전담기관의 장, 아동복지시설의 장 및

학교의 장은 그 처리결과에 대하여 이의가 있을 경우 통보받은 날부터 30 일 내에 직접 법원에 친권행사의 제한 또는 친권상실의 선고를 청구할 수 있다. <개정 2014.1.28.>

③家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法第 40 条

第 40 条(保護処分決定等) ①判事は、審理の結果、保護処分が必要と認められるときは、決定により、次の各号のいずれかに該当する処分をすることができる。

- 一 家庭暴力行為者が被害者又は家庭構成員に接近する行為の制限
- 二 家庭暴力行為者が被害者又は家庭構成員に「電気通信基本法」第 2 条第 1 号の定める電気通信を利用して接近する行為の制限
- 三 家庭暴力行為者が親権者である場合、被害者に対する親権行使の制限
- 四 「保護観察等に関する法律」による社会奉仕受講命令
- 五 「保護観察等に関する法律」による保護観察
- 六 「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」の定める保護施設への監護委託
- 七 医療機関への治療委託
- 八 相談所等への相談委託

②前項各号の処分は、併科することができる。

③第 1 項第 3 号の処分をするときは、被害者を他の親権者若しくは親族又は適当な施設に引き渡すことができる。

④法院は、保護処分の決定をしたときは、遅滞なくその事実を検事、家庭暴力行為者、被害者、保護観察官及び保護処分の委託を受けて行う保護施設、医療機関又は相談所等(以下、「受託機関」という。)の長に通知しなければならない。ただし、受託機関が民間により運営されている機関の場合には、その機関の長から受託に対する同意を得なければならない。

⑤第 1 項第 4 号から第 8 号までの処分をしたときは、家庭暴力行為者の矯正に必要な参考資料を保護観察官又は受託機関の長に送付しなければならない。

⑥第 1 項第 6 号の監護委託機関は、家庭暴力行為者に対し、その性行を矯正するための教育を行わなければならない。

[全文改正 2011. 4. 12]

제 40 조(보호처분의 결정 등) ①판사는 심리의 결과 보호처분이 필요하다고 인정하는 경우에는 결정으로 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 처분을 할 수 있다.

1. 가정폭력행위자가 피해자 또는 가정구성원에게 접근하는 행위의 제한
2. 가정폭력행위자가 피해자 또는 가정구성원에게 「전기통신기본법」 제 2 조제 1 호의 전기통신을 이용하여 접근하는 행위의 제한
3. 가정폭력행위자가 친권자인 경우 피해자에 대한 친권 행사의 제한

4. 「보호관찰 등에 관한 법률」에 따른 사회봉사·수감명령
 5. 「보호관찰 등에 관한 법률」에 따른 보호관찰
 6. 「가정폭력방지 및 피해자보호 등에 관한 법률」에서 정하는 보호시설에의 감호위탁
 7. 의료기관에의 치료위탁
 8. 상담소등에의 상담위탁
- ② 제 1 항 각 호의 처분은 병과할 수 있다.
- ③ 제 1 항제 3 호의 처분을 하는 경우에는 피해자를 다른 친권자나 친족 또는 적당한 시설로 인도할 수 있다.
- ④ 법원은 보호처분의 결정을 한 경우에는 지체 없이 그 사실을 검사, 가정폭력행위자, 피해자, 보호관찰관 및 보호처분을 위탁받아 하는 보호시설, 의료기관 또는 상담소등(이하 "수탁기관"이라 한다)의 장에게 통지하여야 한다. 다만, 수탁기관이 민간에 의하여 운영되는 기관인 경우에는 그 기관의 장으로부터 수탁에 대한 동의를 받아야 한다.
- ⑤ 제 1 항제 4 호부터 제 8 호까지의 처분을 한 경우에는 가정폭력행위자의 교정에 필요한 참고자료를 보호관찰관 또는 수탁기관의 장에게 보내야 한다.
- ⑥ 제 1 항제 6 호의 감호위탁기관은 가정폭력행위자에 대하여 그 성행을 교정하기 위한 교육을 하여야 한다.
- [전문개정 2011.4.12]

(5)ハーグ国際児童奪取条約の履行に関する法律(法律第 11529 号 2012 年 12 月 11 日)

第 1 章 総則

第 1 条(目的) この法律は、大韓民国政府が「国際的な子の奪取の民事的側面に関する条約」を履行するのに必要な事項を定めることにより、奪取された児童の迅速な返還等を通じて児童の権益の保護に寄与することを目的とする。

제 1 조(목적) 이 법은 대한민국 정부가 「국제적 아동탈취의 민사적 측면에 관한 협약」을 이행하는 데 필요한 사항을 규정함으로써 탈취된 아동의 신속한 반환 등을 통하여 아동의 권익 보호에 이바지함을 목적으로 한다.

第 2 条(定義) ①この法律で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「児童」とは、「国際的な子の奪取の民事的側面に関する条約」(以下、「条約」という。)第 4 条により条約の適用を受ける 16 歳未満の者をいう。
- 二 「中央当局」とは、条約第 6 条により指定され、条約による児童の返還の支援等の

役割を遂行する各締約国の国家機関をいう。

②前項に定めるもののほか、この法律において用いる用語の定義は、条約の定めるところによる。

제 2 조(정의) ①이 법에서 사용하는 용어의 뜻은 다음과 같다.

1. 「아동」이란 「국제적 아동탈취의 민사적 측면에 관한 협약」(이하 「협약」이라 한다) 제 4 조에 따라 협약의 적용을 받는 16 세 미만인 사람을 말한다.

2. 「중앙당국」이란 협약 제 6 조에 따라 지정되어 협약에 따른 아동반환 지원 등의 역할을 수행하는 각 체약국의 국가기관을 말한다.

②제 1 항에서 정의한 것 외에 이 법에서 사용하는 용어의 뜻은 협약에서 정하는 바에 따른다.

第 3 条(国家機関等の迅速な処理義務) この法律により児童の返還手続等に関与する国家機関等は、児童の福利を最優先に考慮し、条約とこの法律による児童の返還及び面会交流権に関する事件を迅速に処理しなければならない。

제 3 조(국가기관 등의 신속한 처리 의무) 이 법에 따라 아동반환 절차 등에 관여하는 국가기관 등은 아동의 복리를 최우선으로 고려하여 협약과 이 법에 따른 아동반환 및 면접교섭권에 관한 사건을 신속하게 처리하여야 한다.

第 4 条(中央当局の指定) 大韓民国の中央当局は、法務部長官とする。

제 4 조(중앙당국의 지정) 대한민국의 중앙당국은 법무부장관으로 한다.

第 2 章 児童返還の支援手続等

第 5 条(大韓民国に奪取された児童の返還支援等の申請) ①大韓民国への不法な移動若しくは留置により条約による養育権の侵害を受けた者、又は条約による面会交流権の侵害を受けた者は、法務部長官に対し、条約の定める児童の返還を確保するための次の各号の支援等の申請をすることができる。

一 児童の所在の発見

二 条約の適用に関する国内法律の一般的な情報の提供

三 その他条約で定める支援

②法務部長官は、条約による要件を満たしていない場合、又は申請に十分な根拠のないことが明らかである場合には、条約第 27 条により、前項の申請を受理しないことができる。

제 5 조(대한민국으로 탈취된 아동의 반환 지원 등 신청) ①대한민국으로의 불법적인 이동 또는 유치(留置)로 인하여 협약에 따른 양육권이 침해된 자, 또는 협약에

다른 면접교섭권이 침해된 자는 법무부장관에게 협약에서 규정하는 아동의 반환을 확보하기 위한 다음 각 호의 지원 등을 신청할 수 있다.

1. 아동의 소재 발견
2. 협약의 적용과 관련한 국내 법률의 일반적 정보 제공
3. 그 밖에 협약에서 규정한 지원

②법무부장관은 협약에 따른 요건이 충족되지 아니하거나 신청에 충분한 근거가 없음이 명백한 경우에는 협약 제 27 조에 따라 제 1 항의 신청을 수리하지 아니할 수 있다.

第 6 条 (紛争の友好的な解決等) 前条第 1 項の申請を受けた法務部長官は、児童の奪取等に関連する紛争の友好的な解決、又は児童の自発的な返還のため、条約の定めるところに従い、必要な措置をとることができる。

제 6 조 (분쟁의 우호적 해결 등) 제 5 조제 1 항의 신청을 받은 법무부장관은 아동탈취 등과 관련된 분쟁의 우호적 해결 또는 아동의 자발적 반환을 위하여 협약에서 정하는 바에 따라 필요한 조치를 할 수 있다.

第 7 条 (児童の不法な移動又は留置事実の通知) ①法務部長官又は養育権の侵害を理由として第 5 条第 1 項の申請をした者は、条約第 16 条による本案裁判を中止させるため、大法院規則で定める管轄法院に、児童の不法な移動又は留置の事実を通知することができる。

②前項による通知又は第 12 条第 1 項の規定による請求があった場合、法院は、次の各号のいずれかに該当しない限り、条約第 16 条に従い、本案の裁判を中止する。

- 一 第 12 条第 1 項の規定による請求が受理されなかった場合
- 二 前項による通知を受けた後相当な期間内に第 12 条第 1 項の規定による請求が受け付けられなかった場合

제 7 조 (아동의 불법적인 이동 또는 유치 사실의 통지) ①법무부장관 또는 양육권 침해를 이유로 제 5 조제 1 항의 신청을 한 자는 협약 제 16 조에 따른 본안 재판 중지를 위하여 대법원규칙으로 정하는 관할법원에 아동의 불법적인 이동 또는 유치 사실을 통지할 수 있다.

②제 1 항에 따른 통지 또는 제 12 조제 1 항에 따른 청구가 있는 경우 법원은 다음 각 호의 어느 하나에 해당하지 아니하는 한 협약 제 16 조에 따라 본안 재판을 중지한다.

1. 제 12 조제 1 항에 따른 청구가 받아들여지지 아니한 경우
2. 제 1 항에 따른 통지를 받은 후 상당한 기간 내에 제 12 조제 1 항에 따른 청구가 접수되지 아니한 경우

第 8 条(他の締約国に奪取された児童の返還申請等の支援) 法務部長官は、他の締約国への不法な移動若しくは留置により条約による養育権の侵害を受けた者、又は条約による面会交流権の侵害を受けた者が児童返還の支援申請等をする場合において、児童の所在国の中央当局への支援申請書の送付等条約の定める範囲内において、必要な支援をすることができる。

제 8 조(다른 체약국으로 탈취된 아동의 반환 신청 등 지원) 법무부장관은 다른 체약국으로의 불법적인 이동 또는 유치로 인하여 협약에 따른 양육권이 침해된 자, 또는 협약에 따른 면접교섭권이 침해된 자가 아동반환 지원 신청 등을 하는 경우에 아동 소재국 중앙당국으로의 지원 신청서 전달 등 협약에서 정한 범위에서 그에 필요한 지원을 할 수 있다.

第 9 条(関係機関に対する協力の要請) 法務部長官は、第 5 条第 1 項の申請に伴う支援、前条に伴う支援等条約の履行のために必要なときは、関係する中央行政機関、地方公共団体、公共機関(「公共機関の運営に関する法律」による公共機関をいう。)又は法院行政処の長に対し、児童の出入国と所在、社会的背景等の児童に関連する資料若しくは情報の提供、その他条約第 7 条による中央当局の役割を遂行するのに必要な協力を要請することができる。この場合において、その要請を受けた機関の長は、特別な事情のない限り、その要請に応じなければならない。

제 9 조(관계 기관에 대한 협조요청) 법무부장관은 제 5 조제 1 항의 신청에 따른 지원, 제 8 조에 따른 지원 등 협약의 이행을 위하여 필요하면 관계 중앙행정기관, 지방자치단체, 공공기관(「공공 기관의 운영에 관한 법률」에 따른 공공기관을 말한다) 또는 법원행정처의 장에게 아동의 출입국과 소재, 사회적 배경 등 아동 관련 자료 또는 정보의 제공, 그 밖에 협약 제 7 조에 따른 중앙당국의 역할을 수행하는 데 필요한 협조를 요청할 수 있다. 이 경우 그 요청을 받은 기관의 장은 특별한 사정이 없으면 그 요청에 따라야 한다.

第 10 条(統計の収集・広報等) 法務部長官は、児童の奪取の効率的な予防と奪取された児童の迅速な返還等のために、次の各号に掲げる事業を遂行することができる。

- 一 条約により処理する事件の統計の収集
- 二 インターネット、新聞、放送その他の言論媒体を通じた国内外への広報
- 三 児童奪取の予防及び奪取された児童の迅速の返還等のための研究、調査
- 四 各締約国の中央当局との交流
- 五 児童奪取返還等関連業務の担当者に対する教育、訓練

제 10 조(통계수집·홍보등) 법무부장관은 아동탈취의 효율적인 예방과 탈취된 아동의 신속한 반환 등을 위하여 다음 각 호의 사업을 수행할 수 있다.

1. 협약에 따라 처리하는 사건의 통계수집
2. 인터넷·신문·방송, 그 밖의 언론 매체를 통한 국내외 홍보
3. 아동탈취 예방 및 탈취된 아동의 신속한 반환 등을 위한 연구·조사
4. 각 체약국 중앙당국과의 교류
5. 아동탈취 반환 등 관련 업무 담당자의 교육·훈련

第 3 章 裁判手続

第 11 条(管轄) 条約による児童返還事件は、ソウル家庭法院の専属管轄とする。

제 11 조(관할) 협약에 따른 아동반환사건은 서울가정법원의 전속 관할로 한다.

第 12 条(請求権者等) ①児童の大韓民国への不法な移動又は留置により条約による養育権の侵害を受けた者は、管轄法院に、児童の返還を請求することができる。

②前項の規定による児童返還請求については、条約、この法律及び大法院規則で定める事項を除き、家事訴訟法のマ類家事非訟事件に関する規定を準用する。

③法院は、第 1 項による請求事件について、児童の權益の保護又は児童の更なる奪取若しくは隠匿を予防するため、家事訴訟法第 62 条の規定による保全処分又は同法 63 条による仮処分をすることができる。

④法院は、児童の不法な移動又は留置により条約による養育権が侵害された場合であっても、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第 1 項による返還請求を棄却することができる。

一 児童の不法な移動又は留置の日から 1 年が経過し、児童が既に新しい環境に適応したという事実

二 児童を保護する者が、児童の移動又は留置の当時、実際に養育権を行使せず、又は移動若しくは留置に同意し、若しくは追認したという事実

三 児童の返還により児童が肉体的又は精神的な危害にさらされ、その他堪え難い状況に置かれる重大な危険があるという事実

四 児童が返還に異議を提起し、児童の意見を考慮することが適切な程度に年齢と成熟度に至っているという事実

五 児童の返還が大韓民国の人権及び基本的な自由の保護に関する基本原則に照らし、許されないという事実

⑤法院は、第 1 項による事件の審級別の裁判結果を、遅滞なく法務部長官に書面で知らせなければならない。

⑥第 1 項による請求事件に対する裁判及び調停の手続に関して必要な事項は、大法院規則

で定める。

제 12 조(청구권자 등) ①아동의 대한민국으로의 불법적인 이동 또는 유치로 인하여 협약에 따른 양육권이 침해된 자는 관할법원에 아동의 반환을 청구할 수 있다.

②제 1 항에 따른 아동반환 청구에 관하여는 협약, 이 법 및 대법원규칙으로 정한 사항을 제외하고는 「가사소송법」에 따른 마류 가사비송사건에 관한 규정을 준용한다.

③법원은 제 1 항의 청구 사건에 관하여 아동의 권익 보호 또는 아동의 추가적인 탈취나 은닉을 예방하기 위하여 「가사소송법」 제 62 조에 따른 사전처분 또는 같은 법 제 63 조에 따른 가처분을 할 수 있다.

④법원은 아동의 불법적인 이동 또는 유치로 인하여 협약에 따른 양육권이 침해된 경우에도 협약에서 정하는 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 사유가 있는 경우에는 제 1 항에 따른 반환 청구를 기각할 수 있다.

1. 아동의 불법적인 이동 또는 유치일부터 1 년이 경과하였고, 아동이 이미 새로운 환경에 적응하였다는 사실

2. 아동을 보호하는 자가 아동의 이동 또는 유치 당시에 실제로 양육권을 행사하지 아니하였거나 이동 또는 유치에 동의하거나 추인한 사실

3. 아동의 반환으로 인하여 아동이 육체적 또는 정신적 위해에 노출되거나 그 밖에 건디기 힘든 상황에 처하게 될 중대한 위험이 있는 사실

4. 아동이 반환에 이의를 제기하고, 아동의 의견을 고려하는 것이 적절할 정도의 연령과 성숙도에 이르렀다고 인정되는 사실

5. 아동의 반환이 대한민국의 인권 및 기본적 자유 보호에 관한 기본원칙에 의하여 허용되지 아니한다는 사실

⑤법원은 제 1 항에 따른 사건의 심급별 재판 결과를 지체 없이 법무부장관에게 서면으로 알려야 한다.

⑥제 1 항의 청구 사건에 대한 재판과 조정의 절차에 관하여 필요한 사항은 대법원규칙으로 정한다.

第 13 条(履行命令等) ①法院は、審判、調停調書及び調停に代わる決定により条約による児童の返還を履行すべき者が、正当な理由がないにもかかわらずその義務を履行しないときは、一定の期間内にその義務を履行することを命じることができる。

②法院は、前項による履行命令を受けても正当な理由なくその命令に違反した者に対しては、1千万ウォン以下の過料を課することができる。

③法院は、第 1 項の規定による履行命令を受けた者が前項の規定による制裁を受けても 30 日以内に正当な理由なくその義務を履行しなかったときは、その義務の履行があるまで、30 日の範囲で監置を命じることができる。

④前三項の規定による履行命令、過料の賦課及び監置命令の方法、手続等については、家事訴訟法第 64 条、第 67 条第 1 項及び第 68 条の規定を準用する。

제 13 조(이행명령 등) ①법원은 심판, 조정조서 및 조정을 갈음하는 결정에 의하여 협약에 따른 아동의 반환을 이행하여야 할 자가 정당한 이유 없이 그 의무를 이행하지 아니하는 경우에는 일정한 기간 내에 그 의무를 이행할 것을 명할 수 있다.

②법원은 제 1 항에 따른 이행명령을 받고도 정당한 이유 없이 그 명령을 위반한 자에게는 1 천만원 이하의 과태료를 부과할 수 있다.

③법원은 제 1 항에 따른 이행명령을 받은 자가 제 2 항에 따른 제재를 받고도 30 일 이내에 정당한 이유 없이 그 의무를 이행하지 아니한 경우 그 의무를 이행할 때까지 30 일의 범위에서 감치(監置)를 명할 수 있다.

④제 1 항부터 제 3 항까지의 규정에 따른 이행명령, 과태료 부과 및 감치 명령의 방식, 절차 등에 관하여는 「가사소송법」 제 64 조, 제 67 조제 1 항 및 제 68 조를 준용한다.

第 14 条(遅延理由の告知) 法院は、児童返還に関する事件の審判請求の日又は調停の申立の日から 6 週以内に決定に至らなかったときは、請求人又は法務部長官の申請により、その遅延の理由を書面で知らせなければならない。

제 14 조(지연이유의 고지) 법원은 아동반환에 관한 사건의 심판 청구일 또는 조정 신청일부터 6 주 이내에 결정에 이르지 못한 경우에는 청구인 또는 법무부장관의 신청에 따라 그 지연이유를 서면으로 알려야 한다.

第 4 章 補 則

第 15 条(訴訟費用) 国は、法律救助法による法律救助等法令による法律救助の適用対象となる場合を除き、弁護士費用等訴訟費用の支払義務を負わない。

제 15 조(소송비용) 국가는 「법률구조법」에 따른 법률구조 등 법령에 따른 법률구조의 적용대상이 되는 경우를 제외하고는 변호사비용 등 소송비용의 지급의무를 부담하지 아니한다.

第 16 条(翻訳文) この法律により法務部長官に提出する書類のうち、英語以外の外国語で作成された書類は韓国語の翻訳文を添付しなければならない。ただし、韓国語に翻訳することが困難な特別な事情がある場合には、英語による翻訳文を添付することができる。

제 16 조(번역문) 이 법에 따라 법무부장관에게 제출하는 서류 중 영어 외의 외국어로 작성된 서류는 한국어 번역문을 첨부하여야 한다. 다만, 한국어로 번역이 곤란한

특별한 사정이 있는 경우에는 영어로 된 번역문을 첨부할 수 있다.

第 17 条(申請等の処理手続) 条約の履行のためにこの法律の定める事項のほか、児童の返還支援の申請等の手続、その他法務部長官の事務処理手続に必要な事項は、法務部令で定める。

제 17 조(신청 등의 처리절차) 협약의 이행을 위하여 이 법에서 규정한 사항 외에 아동반환 지원 신청 등의 절차, 그 밖에 법무부장관의 업무처리 절차에 필요한 사항은 법무부령으로 정한다.

附 則(第 11529 号、2012 年 12 月 11 日)

第 1 条(施行日) この法律は、条約が大韓民国において発効した日より施行する。

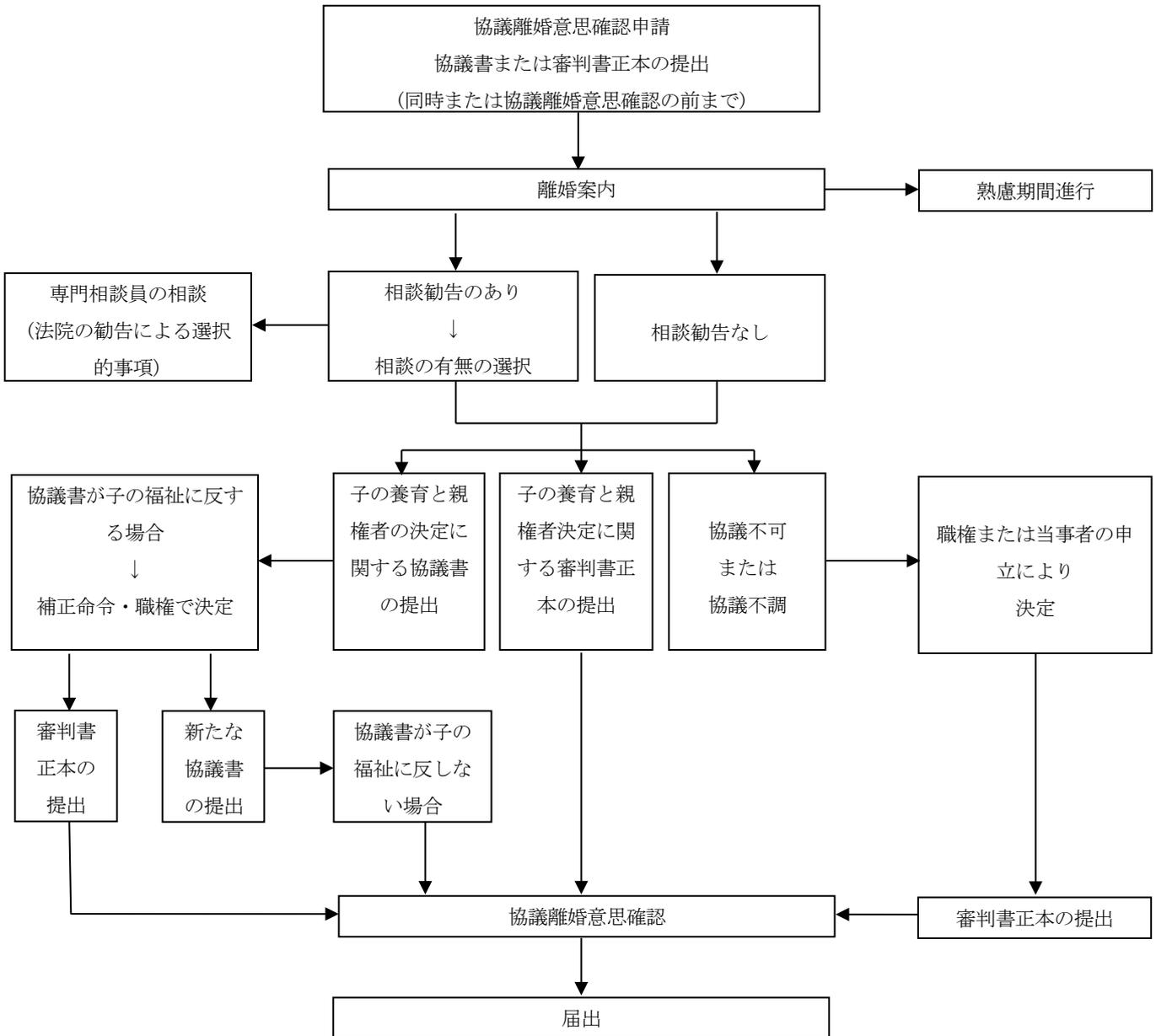
제 1 조(시행일) 이 법은 협약이 대한민국에서 발효되는 날부터 시행한다.

第 2 条(適用例) 第 5 条ないし第 8 条及び第 3 章(第 11 条ないし第 14 条)の規定は、大韓民国と各締約国との間で協約が発効した日より、当該締約国との間で発生した児童の不法な移動又は留置により条約による養育権等を侵害されたときから適用する。

제 2 조(적용례) 제 5 조부터 제 8 조까지 및 제 3 장(제 11 조부터 제 14 조까지)의 규정은 대한민국과 각 체약국 사이에 협약이 발효되는 날부터 해당 체약국과의 관계에서 발생한 아동의 불법적인 이동 또는 유치로 인하여 협약에 따른 양육권 등을 침해당한 경우부터 적용한다.

【資料1】 韓国の協議離婚の流れ

(出典：イ=ミョン Chol 「2008年改正民法による協議離婚手続」 家族法研究 22 卷 3 号 238 頁)



【資料2】子の養育と親権者決定に関する協議書

事件 号 協議離婚意思確認申請

当事者 父 姓 名
住民登録番号 ー

妻 姓 名
住民登録番号 ー

協議内容

1 親権者および養育者の決定(□に✓をつけるか、該当する事項を記入してください。)

子の名前	性別	生年月日(住民登録番号)	親権者	養育者
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日 (ー)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日 (ー)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日 (ー)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日 (ー)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同

2 養育費用の負担(□に✓をつけるか、該当する事項を記入してください。)

支払人	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	支払を受ける者	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
支払方法	<input type="checkbox"/> 定期金		<input type="checkbox"/> 一時金
支払額	離婚の届出の翌月から子が成年に達する月の前月まで 未成年者1人当たり毎月 金 <u> </u> ウォン (ハングル併記: <u> </u> ウォン)		離婚の届出の翌月から子が成年に達する月の前月までの養育費に関し 毎月 金 <u> </u> ウォン (ハングル併記: <u> </u> ウォン)
支払日	毎月 日		年 月 日
その他			
支払を受ける口座	()銀行 <input type="checkbox"/> 座名義人: <input type="checkbox"/> 座番号 :		

3 面会交流権の行使の有無およびその方法(□に✓をつけるか、該当する事項を記入してください。)

日付	時間	引渡場所	面接場所	その他(面会交流時の注意事項)
<input type="checkbox"/> 毎月 _____週目 _____曜日	時 分から 時 分まで			
<input type="checkbox"/> 毎週 _____曜日	時 分から 時 分まで			
<input type="checkbox"/> その他				

添付書類

- 1 所得税の源泉徴収票、事業者登録証および事業者所得金額証明願等、所得金額を証明するための資料：父母別に各1通
- 2 上記1項の疎明資料を添付することができない場合には、父・母の所有する不動産の登記簿謄本または父・母名義の賃貸借契約書、財産税納税領収(証明)書
- 3 慰謝料または財産分与に関する協議書がある場合には、その合意書写本1通
- 4 子の養育と親権者決定に関する協議書写本2通

協議日： 年 月 日

父： (印/署名) 母： (印/署名)

〇〇家庭(地方)法院		判事確認印
事件番号		
確認日		

子の養育と親権者決定に関する協議書の作成方法

- 未成年の子(妊娠中の子を含みますが、離婚に関する案内を受けた日から3か月または法院が別途定めた期間内に成年に達する子を除きます。)がいる夫婦が協議離婚をするときは、子の**養育と親権者決定**に関する協議書を、確認期日の1か月前までに提出しなければなりません。
- 離婚意思確認の申請後、養育と親権者決定に関する協議が円滑に行われない場合には、迅速に家庭法院に審判の申立てをしなければなりません。
- 確認期日までに協議書を提出しなかった場合、離婚意思の確認が遅れたり、不確認として処理されることがあります。協議した内容が子の**福祉**に反する場合には、家庭法院は補正を命ずることができ、補正に応じなかった場合には、不確認として処理されます。
- 離婚の届出日の翌月から未成年の子が成年に達する月の前月までの期間の養育費については、養育費負担調書が作成され、離婚後、養育費負担調書による養育費を支払わなかった場合には、**養育費負担調書**に基づいて強制執行をすることができます。その他の協議事項は、「**別の裁判手続**」により、過料や留置等の制裁を受けることがあり、強制執行を受けることがあります。
- 協議書の作成前に、まず家庭法院の相談委員の相談を受けるよう、勧告します。

1 親権者および養育者の決定

親権者は子の財産管理権、法律行為の代理権等を有し、養育者は子と共同生活を営み各種の危険から子を保護する役割を果たします。協議離婚時、親権者および養育者は子の福祉を優先的に考慮して父または母の一方に定めることもできれば、父母共同に指定することもでき、あるいは、親権者と養育者を別々に指定することもできます(共同親権、共同養育は、離婚後においても父母間に円満な協議が可能な場合にのみ望ましいものであり、各自の権利・義務、役割、同居期間等を別に明確に定めておくことによって将来の紛争を防ぐことができます)。

妊娠中の子については、子の名前の欄に「母が妊娠中の子」と記載し、生年月日の欄には「妊娠〇か月」と記載し、性別欄には記載する必要がありません。

2 養育費の負担

子に対する養育義務は、親権者であるか養育者であるかを問わず、父母として必ず負担しなければならない法律上の義務です。養育費は、子の年齢、子の数、父母の財産状況等を考慮して適切な金額を協議で定めなければなりません。経済的能力が全くない場合には、協議により、養育費を負担しないと定めることができます。離婚の届出の前に養育費または成年に達した後の教育費等については、父母が協議して「その他」の欄に記載することができますが、養育費負担調書には記載されませんので、強制執行をするためには別の裁判手続による必要があります。

3 面会交流権の行使の有無およびその方法

民法第837条の2の規定により、離婚後子を直接養育しない父母(非養育親)の一方と子は、互いに会う権利を有しており、面会交流は、子が父母双方の愛情を受け、健やかに成長するために必ず必要なものです。面会交流の日時は、子の予定を考慮して定期的・規則的に定めたほうが子の安定的な生活に役立ち、子の引渡場所および時間、面会交流の場所、面会交流時の注意事項(その他の欄に記載する。)を詳細に定めることによって将来の紛争を防ぐことができます。

4 添付書類

協議書が子の福祉に合致するか否かを判断するため、父・母の月別所得額と財産に関する資料等が必要となりますので、証憑書類を提出します。

5 その他の留意事項

法院は、協議書の原本を1年間保存した後に廃棄しますので、法院から交付された協議書謄本は、離婚の届出前にコピーをとって保管して下さい。

【資料3】共同親権・共同養育に関する合意(作成例)

共同親権・共同養育をすることにした場合、養育期間、養育場所、各自が負担すべき養育費、養育方法等について細かく合意をすることによって将来の紛争を防止することができます。下記の作成例を参考に、当事者の事情に応じて任意に定めてもらい、子の養育と親権者決定に関する協議書と一緒に3部を提出してください。

養育期間	父	母
<input type="checkbox"/> 月単位	月から 月まで	その余の月
<input type="checkbox"/> 週単位	毎月 週日から 週日まで	その余の週
<input checked="" type="checkbox"/> 曜日単位	毎週木曜日午後7時から 日曜日午後7時まで	その余の曜日および時間
<input checked="" type="checkbox"/> その他	1 元旦連休期間の前日 2 毎年7月20日から7月31日まで	1 旧盆連休期間の前日 2 毎年12月26日から1月5日まで

- 1 各自が養育する期間が始まる日に、その期間中に養育する者が子を迎えに来る。
- 2 やむを得ない事由により養育期間または養育時間を変更しなければならない場合、3日前までに相手方と協議しなければならない。
- 3 子の塾の受講の有無、受講科目等は、母が父の養育を妨害しない範囲で定めるものとし、父は、父の養育期間中に子の日程に支障がないよう最大限協力する。
- 4 父母の一方が子を連れて海外旅行等をする場合には、相手方と協議しなければならないが、その回数は1年1回に限る。
- 5 父母の一方が養育する間に相手方に家族の行事(たとえば、祖父母の誕生日、近親者の婚姻等)がある場合には、子がその行事に参加することができるよう最大限協力する。
- 6 子を養育する間は、互いに相手方に対する非難をしないものとし、相手方の私生活について子に質問しないものとする。
- 7 各自の養育期間中の生活費、食費等は、各自の負担とする。
- 8 各自の養育期間中、子〇〇のアトピー治療のための措置を怠ることのないよう留意する。
- 9 こどもの日、クリスマス、子の誕生日には、父母が子と一緒に食事をするものとする。

*出典：安甲濬（金亮完訳）「韓国の新しい協議離婚制度と家族関係登録制度」アジア家族法会議編『戸籍と身分登録制度』204頁（日本加除出版、2012）